

「重点施策①人材・コーディネーターの育成」 平成24年度自己評価シート

地域における保健福祉活動を活性化するためには、リーダーの育成やスキルアップの機会が必要です。震災時においては、地域の核となるリーダーの存在が迅速な支援活動につながったといわれています。また、制度の狭間にある複雑な生活課題が増加しており、そのような課題に対応するためには、関係者・関係機関等との連携を図るコーディネーター（コミュニティソーシャルワーカーなど）が必要です。効果的な講座や研修を開催し、人材・コーディネーターの育成を推進します。【「支え合いのまち推進プラン」p48より抜粋】

回答日：平成25年6月10日

1	取り組み・事業名	1 被災者サポート・コミュニティ担い手づくり事業	
2	概要	地域における被災者支援のための共助、支え合いの担い手を育成し、自主的な活動を生み出すための研修や実践プログラム、地域における支え合い活動のコーディネート活動に対する助成を行う。	
3	担当課名	市民局市民協働推進課	
4	平成24年度実施状況	<p>○募集期間 24年4月2日～4月27日○応募団体 4団体（助成決定団体 4団体）                  ○助成額 3,000千円                  ○主な助成事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設住宅を巡回する移動図書館の活動の中で、コミュニティ促進や地域連携の担い手育成を図った。</li> <li>・自閉症や発達障害のある本人や家族などを対象にカフェの開催やメンター育成などを行った。</li> <li>・災害時の共助体制構築のため、大学と連携したHUGの実施、新住民向けのガイドブック製作を行った。</li> <li>・傾聴ボランティアの育成及び実践事業を行い、被災者支援を行った。</li> </ul>	
5	重点施策「人材・コーディネーターの育成」の推進に対して	(1) 貢献できたこと	
		地域における被災者支援の担い手を育成することができた。特に移動図書館の活動での担い手育成においては、大学との連携により大学生の担い手を育成するなど、幅広い担い手を育成することができた。	
		(2) 課題と今後の取り組みの方向性	
		当該助成制度は、応募状況やを勘案し、平成24年度末で一旦休止とした。今後は、従来の地域における支えあいによる被災者支援を行うことで、対応することとしたい。	
6	庁内または他の組織との連携状況	(1) 連携状況	
		■市の関係部局内との組織横断的な連携	→ ③
		■地域保健福祉活動の担い手との連携 ※担い手とは(2)連携相手①～⑩のことをいう	→ ①
		※以下から選択、番号を記入 ①できた ②できなかった ③どちらともいえない ④必要なかった	
		(2) 連携相手	
		■連携できた相手	→ ①、②、⑥、⑧
		■連携したかったができなかった相手	→ なし
※以下から選択、番号を記入（複数回答可） ①NPO ②ボランティア団体 ③福祉サービス事業者 ④学校 ⑤相談機関 ⑥企業 ⑦民生委員児童委員 ⑧町内会 ⑨地区社会福祉協議会 ⑩市及び区社会福祉協議会 ⑪市の関係部局			
(3) 上記の理由、具体的な連携の状況（うまくいった点、工夫した点など）			
		NPOなどからの応募に対して助成を行うなど、様々な主体による被災者支援活動を行うことができた。	

「重点施策①人材・コーディネーターの育成」 平成24年度自己評価シート

地域における保健福祉活動を活性化するためには、リーダーの育成やスキルアップの機会が必要です。震災時においては、地域の核となるリーダーの存在が迅速な支援活動につながったといわれています。また、制度の狭間にある複雑な生活課題が増加しており、そのような課題に対応するためには、関係者・関係機関等との連携を図るコーディネーター（コミュニティソーシャルワーカーなど）が必要です。効果的な講座や研修を開催し、人材・コーディネーターの育成を推進します。【「支え合いのまち推進プラン」p48より抜粋】

回答日：平成25年5月23日

1	取り組み・事業名	2 行動障害のある障害児者支援者養成研修	
2	概要	行動障害のある障害児者に対して、地域で関わっている支援者の支援力向上と支援ネットワークの構築に向けた取り組みを新たに泉区に開設する第二自閉症児者相談センターと協働で行う。	
3	担当課名	健康福祉局北部発達相談支援センター	
4	平成24年度実施状況	<p>行動障害のある障害児者に関わる支援者のスキルアップを目的とした研修会を第二自閉症児者相談センターと協働で実施。</p> <p>①基礎編（内容：支援を行う際の基本的な考え方についての講義等、2回コース、参加者延べ94名）</p> <p>②実践編（内容：事例を基にしたグループワークでの検討等、4回コース、参加者延べ85名）</p>	
5	重点施策「人材・コーディネーターの育成」の推進に対して	(1) 貢献できたこと	
		<p>①基礎編については幅広い支援者と行動障害支援に対する基本的な考え方について共有を行うことができた。</p> <p>②実践編については地域の核となる事業所と支援についての考え方を深め、事業所の枠を超えて話し合うことで支援ネットワーク形成の土台を築くことができた。</p>	
		(2) 課題と今後の取り組みの方向性	
		<p>①毎年新規事業所、新任職員の参入が見込まれることから、基礎編については、繰り返し同じ内容を継続して行っていくことで支援スキルの底上げを図っていく必要がある。</p> <p>②実践編については座学の事例検討で実践スキルを高めることの限界が見られ課題と考えられるが、次年度は事例検討の中身と手法をより精査することで改善を図ってきたい。</p>	
6	庁内または他の組織との連携状況	(1) 連携状況	
		<p>■市の関係部局内との組織横断的な連携</p>	→ ①
		<p>■地域保健福祉活動の担い手との連携 ※担い手とは(2)連携相手①～⑩のことをいう</p>	→ ①
		※以下から選択、番号を記入 ①できた ②できなかった ③どちらともいえない ④必要なかった	
		(2) 連携相手	
		<p>■連携できた相手</p>	→ ①、③、④、⑤、⑩
		<p>■連携したかったができなかった相手</p>	→ なし
		※以下から選択、番号を記入（複数回答可） ①NPO ②ボランティア団体 ③福祉サービス事業者 ④学校 ⑤相談機関 ⑥企業 ⑦民生委員児童委員 ⑧町内会 ⑨地区社会福祉協議会 ⑩市及び区社会福祉協議会 ⑪市の関係部局	
(3) 上記の理由、具体的な連携の状況（うまくいった点、工夫した点など）			
研修に先立ち個別事例を通してつながりがある支援者、地域において中心的な役割を担うことが期待される支援者に呼びかけ、企画等についてアイデア・ご意見をいただく事前ミーティングを開催し、関係者の研修へ向けた意識の共有を図った。			

「重点施策①人材・コーディネーターの育成」 平成24年度自己評価シート

地域における保健福祉活動を活性化するためには、リーダーの育成やスキルアップの機会が必要です。震災時においては、地域の核となるリーダーの存在が迅速な支援活動につながったといわれています。また、制度の狭間にある複雑な生活課題が増加しており、そのような課題に対応するためには、関係者・関係機関等との連携を図るコーディネーター（コミュニティソーシャルワーカーなど）が必要です。効果的な講座や研修を開催し、人材・コーディネーターの育成を推進します。【「支え合いのまち推進プラン」p48より抜粋】

回答日：平成25年6月10日

1	取り組み・事業名	3 障害者の相談支援体制推進事業	
2	概要	関係機関が連携して障害者相談支援を行うとともに、地域における支援困難事例に適切に対応するため、事業者、行政等関係機関の支援ネットワークの強化や、地域の社会資源の改善および開発を推進する自立支援協議会の設置に向けた取り組みを進める。	
3	担当課名	健康福祉局障害者支援課	
4	平成24年度実施状況	区内の相談支援事業所や社会福祉協議会、区役所等の関係機関が区ごとに定期的に集まり、障害者福祉における現状や課題について意見交換を行い、各機関の取組に反映させている。また、1事業所だけでは適切な相談支援の提供が困難な場合には、事例検討等を行い支援方針の確認や見直し等を行っている。 ○会議の開催 開催回数 70回 延参加者数 554人 ○事例検討の開催 開催回数 59回 延参加者数 564人 検討した事例の延件数 221件	
5	重点施策「人材・コーディネーターの育成」の推進に対して	(1) 貢献できたこと	
		・各相談支援事業所が相談支援の提供に困難を感じている事例について、他事業所や関係機関と事例検討等を行うことにより、相談支援の質の向上を図ることができる。 ・障害者福祉に関する地域の情報を共有することができ、複数の選択肢の中から相談者に合わせた対応することができる等、相談支援従事者のスキルアップにつながった。	
5	重点施策「人材・コーディネーターの育成」の推進に対して	(2) 課題と今後の取り組みの方向性	
		・提供される相談支援の質が事業所によってバラツキがあるため、意見交換や事例検討等の取組を継続的に実施していく。 ・効果的に意見交換や事例検討が行われるよう、会議の運営方法を実証的に見直していく。	
6	庁内または他の組織との連携状況	(1) 連携状況	
		■市の関係部局内との組織横断的な連携	→ ①
		■地域保健福祉活動の担い手との連携 ※担い手とは(2)連携相手①～⑩のことをいう	→ ①
		※以下から選択、番号を記入 ①できた ②できなかった ③どちらともいえない ④必要なかった	
		(2) 連携相手	
		■連携できた相手	→ ①、③、④、⑤、⑨、⑩、⑪
		■連携しなかったができなかった相手	→ なし
※以下から選択、番号を記入（複数回答可） ①NPO ②ボランティア団体 ③福祉サービス事業者 ④学校 ⑤相談機関 ⑥企業 ⑦民生委員児童委員 ⑧町内会 ⑨地区社会福祉協議会 ⑩市及び区社会福祉協議会 ⑪市の関係部局			
(3) 上記の理由、具体的な連携の状況（うまくいった点、工夫した点など）			
・会議や事例検討の目的、具体的な方法は参加者が主体的に決定し、随時見直しを図りながら、効果的な会議となるよう配慮している。 ・参加者の業務時間に合わせ、参加しやすい時間設定を行っている。			

「重点施策①人材・コーディネーターの育成」 平成24年度自己評価シート

地域における保健福祉活動を活性化するためには、リーダーの育成やスキルアップの機会が必要です。震災時においては、地域の核となるリーダーの存在が迅速な支援活動につながったといわれています。また、制度の狭間にある複雑な生活課題が増加しており、そのような課題に対応するためには、関係者・関係機関等との連携を図るコーディネーター（コミュニティソーシャルワーカーなど）が必要です。効果的な講座や研修を開催し、人材・コーディネーターの育成を推進します。【「支え合いのまち推進プラン」p48より抜粋】

回答日：平成25年6月12日

1	取り組み・事業名	4 認知症サポーター養成講座及びキャラバンメイト養成研修	
2	概要	学校・企業・地域団体を対象に、認知症を理解し支え手となるための講座を開催するとともに、認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバンメイトを養成するための講座を開催する。	
3	担当課名	健康福祉局介護予防推進室	
4	平成24年度実施状況	認知症を理解し支え手となるための「認知症サポーター養成講座」及び、認知症サポーター養成講座の講師役を養成する「キャラバンメイト養成講座」を開催した。 ○認知症サポーター養成講座 開催回数：153回 受講人数：5,829人 ○キャラバンメイト養成講座 開催回数：1回 受講人数：51名	
5	重点施策「人材・コーディネーターの育成」の推進に対して	(1) 貢献できたこと	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省の「認知症サポーター100万人キャラバン」の一環として平成17年より活動を行っており、平成24年度は、認知症サポーター養成講座については、企業・団体・事業所の受講人数が2,073人、学校関係が915人となっており、地域の多様な関係者をサポーターとして育成することで、認知症の方を支える仕組みづくりに貢献できた。</li> <li>キャラバンメイト養成講座についても順調に受講者数を伸ばしており、サポーター養成講座の講師役の人材育成が進んでいる。</li> </ul>	
6	庁内または他の組織との連携状況	(2) 課題と今後の取り組みの方向性	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症サポーター養成講座を受講された方に対するフォロー体制の構築が課題となっており、サポーター向けのフォローアップ講座を引き続き開催するほか、サポーター養成講座受講後の具体的な活動方法等について適切な支援ができるよう、検討を行っていく。</li> </ul>	
6	庁内または他の組織との連携状況	(1) 連携状況	
		■市の関係部局内との組織横断的な連携	→ ①
		■地域保健福祉活動の担い手との連携 ※担い手とは(2)連携相手①～⑩のことをいう	→ ①
		※以下から選択、番号を記入 ①できた ②できなかった ③どちらともいえない ④必要なかった	
		(2) 連携相手	
		■連携できた相手	→ ①、②、③、④、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩
		■連携したかったができなかった相手	→ なし
※以下から選択、番号を記入（複数回答可） ①NPO ②ボランティア団体 ③福祉サービス事業者 ④学校 ⑤相談機関 ⑥企業 ⑦民生委員児童委員 ⑧町内会 ⑨地区社会福祉協議会 ⑩市及び区社会福祉協議会 ⑪市の関係部局			
(3) 上記の理由、具体的な連携の状況（うまくいった点、工夫した点など）			
<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症の普及啓発活動については、地域包括支援センターが地域の関係団体等に対して受講の動機付けを進めているほか、教育局と連携し、小中学校へサポーター養成講座の案内文書を送付する等の周知を行った。</li> <li>庁内向けには、研修プログラムの中に認知症サポーター養成講座を組み込んで実施する等の工夫を行った。</li> </ul>			



「重点施策①人材・コーディネーターの育成」 平成24年度自己評価シート

地域における保健福祉活動を活性化するためには、リーダーの育成やスキルアップの機会が必要です。震災時には、地域の核となるリーダーの存在が迅速な支援活動につながったといわれています。また、制度の狭間にある複雑な生活課題が増加しており、そのような課題に対応するためには、関係者・関係機関等との連携を図るコーディネーター（コミュニティソーシャルワーカーなど）が必要です。効果的な講座や研修を開催し、人材・コーディネーターの育成を推進します。【「支え合いのまち推進プラン」p48より抜粋】

回答日：平成25年6月12日

1	取り組み・事業名	5 介護予防運動サポーター養成研修およびスキルアップ研修	
2	概要	高齢者が住みなれた地域で介護予防に取り組めるよう、住民参加による介護予防に取り組む自主グループの企画・運営を行うボランティア（介護予防運動サポーター）の育成や、その質の維持・向上のための研修を実施する。	
3	担当課名	健康福祉局介護予防推進室	
4	平成24年度実施状況	地域包括支援センター、仙台市健康増進センター、保健福祉センターで連携し、介護予防サポーター養成研修およびスキルアップ研修の開催を通じ、自主グループの立ち上げや活動の支援を行った。 平成24年度は、16の新規グループの育成に繋がり、市内の自主グループ数が145となった。 ○介護予防サポーター養成研修 ・追加サポーター養成研修 研修実施回数：20回 延べ参加者数：540名 ・新規サポーター養成研修 研修実施回数：42回 延べ参加者数：697名 ○スキルアップ研修 研修実施回数：37回 延べ参加者数：1,112名	
5	重点施策「人材・コーディネーターの育成」の推進に対して	(1) 貢献できたこと	
		・地域における自主グループ活動のリーダーやコーディネーターを担うサポーターを養成することで、住民が地域の中で互いに支え合いながら、楽しく体を動かし、交流の場として自主グループ活動を継続しており、地域における保健福祉活動の活性化につながることができた。 ・また、応急仮設住宅等で運動支援の活動を行っているサポーターもあり、幅広く介護予防の普及・啓発と交流の場づくりを行う人材を養成することができた。	
6	庁内または他の組織との連携状況	(2) 課題と今後の取り組みの方向性	
		・今後ますます高齢化が進展し、介護予防の取り組みが重要となることが見込まれることから、地域の自主的な活動の担い手の育成に向け、介護予防運動サポーターの育成やスキルアップを目的とした研修を引き続き行っていく。	
6	庁内または他の組織との連携状況	(1) 連携状況	
		■市の関係部局内との組織横断的な連携	→ ①
		■地域保健福祉活動の担い手との連携 ※担い手とは(2)連携相手①～⑩のことをいう	→ ①
		※以下から選択、番号を記入 ①できた ②できなかった ③どちらともいえない ④必要なかった	
		(2) 連携相手	
		■連携できた相手	→ ⑤、⑥、⑦、⑧、⑨
		■連携しなかったができなかった相手	→ なし
※以下から選択、番号を記入（複数回答可） ①NPO ②ボランティア団体 ③福祉サービス事業者 ④学校 ⑤相談機関 ⑥企業 ⑦民生委員児童委員 ⑧町内会 ⑨地区社会福祉協議会 ⑩市及び区社会福祉協議会 ⑪市の関係部局			
(3) 上記の理由、具体的な連携の状況（うまくいった点、工夫した点など）			
・地域における自主グループ活動の活性化に向け、地域包括支援センターが地域の状況を把握し、仙台市健康増進センターや区保健福祉センターと連携の上、適切な研修が受けられるよう、調整・支援している。			

「重点施策①人材・コーディネーターの育成」 平成24年度自己評価シート

地域における保健福祉活動を活性化するためには、リーダーの育成やスキルアップの機会が必要です。震災時には、地域の核となるリーダーの存在が迅速な支援活動につながったといわれています。また、制度の狭間にある複雑な生活課題が増加しており、そのような課題に対応するためには、関係者・関係機関等との連携を図るコーディネーター（コミュニティソーシャルワーカーなど）が必要です。効果的な講座や研修を開催し、人材・コーディネーターの育成を推進します。【「支え合いのまち推進プラン」p48より抜粋】

回答日：平成25年6月7日

1	取り組み・事業名	6 地域防災リーダーの育成の推進		
2	概要	自主防災組織が災害時に機能し、住民の安全が確保されるよう、実技・実習を充実させた本市独自の講習カリキュラムによる養成講習を実施するほか、講習修了者の防災活動を支援するため、活動発表会等の開催によるネットワークづくりを行うなどにより、地域防災リーダーの育成を推進する。		
3	担当課名	消防局減災推進課		
4	平成24年度実施状況	平成24年度は全市において50名の仙台市地域防災リーダーを育成した。		
5	重点施策「人材・コーディネーターの育成」の推進に対して	(1) 貢献できたこと		
		災害発生時に地域で活動できる人材を育成することができた。		
5	重点施策「人材・コーディネーターの育成」の推進に対して	(2) 課題と今後の取り組みの方向性		
		新たに仙台市地域防災リーダーを育成するとともに、様々な機会を通し、地域防災リーダーのバックアップ体制を構築すること。		
6	庁内または他の組織との連携状況	(1) 連携状況		
		■市の関係部局内との組織横断的な連携	→	③
		■地域保健福祉活動の担い手との連携 ※担い手とは(2)連携相手①～⑩のことをいう	→	③
		※以下から選択、番号を記入 ①できた ②できなかった ③どちらともいえない ④必要なかった		
		(2) 連携相手		
		■連携できた相手	→	⑧、⑪
		■連携したかったができなかった相手	→	なし
※以下から選択、番号を記入（複数回答可） ①NPO ②ボランティア団体 ③福祉サービス事業者 ④学校 ⑤相談機関 ⑥企業 ⑦民生委員児童委員 ⑧町内会 ⑨地区社会福祉協議会 ⑩市及び区社会福祉協議会 ⑪市の関係部局				
(3) 上記の理由、具体的な連携の状況（うまくいった点、工夫した点など）				
本事業は平成24年度から開始したため、地域防災リーダーと他組織の連携は今後の重要な取組みと考えている。				

「重点施策①人材・コーディネーターの育成」 平成24年度自己評価シート

地域における保健福祉活動を活性化するためには、リーダーの育成やスキルアップの機会が必要です。震災時には、地域の核となるリーダーの存在が迅速な支援活動につながったといわれています。また、制度の狭間にある複雑な生活課題が増加しており、そのような課題に対応するためには、関係者・関係機関等との連携を図るコーディネーター（コミュニティソーシャルワーカーなど）が必要です。効果的な講座や研修を開催し、人材・コーディネーターの育成を推進します。【「支え合いのまち推進プラン」p48より抜粋】

回答日：平成25年6月7日

1	取り組み・事業名	7 市民センターによる地域づくり支援事業							
2	概要	市民自らが地域課題に向き合い、住み良いまちづくりにともに取り組みができるよう、市民センターにおいて地域の多様な活動を担う人材の育成や地域の諸団体と関係機関とのコーディネート、地域情報の収集・提供などを行う。							
3	担当課名	教育局中央市民センター							
4	平成24年度実施状況	<p>「子ども」「若者」「大人」の各世代を対象に、各区や地域団体・教育機関と共同で事業を実施した。（子ども参画型社会創造支援事業、若者によるまちづくり実践塾、住民参画・問題解決型学習推進事業）</p> <p>また、地域づくりリーダーを育成するため、市民センターの市民企画講座参加者、地域団体等の市民や市民センター職員等を対象として、地域づくりに関わる専門性を高める研修を実施した（地域づくり大学院事業）。</p> <p>震災における体験や記憶を次世代に継承し、震災後の地域の復興・再生に資する市民センター事業を関係団体と連携して実施した（地域の絆づくり推進事業）。</p>							
5	重点施策「人材・コーディネーターの育成」の推進に対して	(1) 貢献できたこと							
		<p>「子ども」や「若者」に対しては、学びを通して社会との関わりについて関心を持たせることが出来たと考えられる。また、地域づくりを牽引するリーダー養成研修を開始した。</p>							
5	重点施策「人材・コーディネーターの育成」の推進に対して	(2) 課題と今後の取り組みの方向性							
		<p>人材育成の体系化やプログラム作成を進め、中央市民センターが「生涯学習・人材育成の拠点」としての機能を一層強化していく必要がある。また、人材を活かす仕組みづくりも必要である。</p>							
6	庁内または他の組織との連携状況	(1) 連携状況							
		<table border="1"> <tr> <td>■市の関係部局内との組織横断的な連携</td> <td>→</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>■地域保健福祉活動の担い手との連携 ※担い手とは(2)連携相手①～⑩のことをいう</td> <td>→</td> <td>①</td> </tr> </table>	■市の関係部局内との組織横断的な連携	→	①	■地域保健福祉活動の担い手との連携 ※担い手とは(2)連携相手①～⑩のことをいう	→	①	
		■市の関係部局内との組織横断的な連携	→	①					
		■地域保健福祉活動の担い手との連携 ※担い手とは(2)連携相手①～⑩のことをいう	→	①					
		※以下から選択、番号を記入 ①できた ②できなかった ③どちらともいえない ④必要なかった							
		(2) 連携相手							
		<table border="1"> <tr> <td>■連携できた相手</td> <td>→</td> <td>①、②、③、④、⑧、⑨、⑩</td> </tr> <tr> <td>■連携しなかったができなかった相手</td> <td>→</td> <td>なし</td> </tr> </table>	■連携できた相手	→	①、②、③、④、⑧、⑨、⑩	■連携しなかったができなかった相手	→	なし	
		■連携できた相手	→	①、②、③、④、⑧、⑨、⑩					
■連携しなかったができなかった相手	→	なし							
※以下から選択、番号を記入（複数回答可） ①NPO ②ボランティア団体 ③福祉サービス事業者 ④学校 ⑤相談機関 ⑥企業 ⑦民生委員児童委員 ⑧町内会 ⑨地区社会福祉協議会 ⑩市及び区社会福祉協議会 ⑪市の関係部局									
(3) 上記の理由、具体的な連携の状況（うまくいった点、工夫した点など）									
各団体と事業の共同企画・実施、町内会・商店街などへの積極的呼びかけなど									

「重点施策①人材・コーディネーターの育成」 平成24年度自己評価シート

地域における保健福祉活動を活性化するためには、リーダーの育成やスキルアップの機会が必要です。震災時においては、地域の核となるリーダーの存在が迅速な支援活動につながったといわれています。また、制度の狭間にある複雑な生活課題が増加しており、そのような課題に対応するためには、関係者・関係機関等との連携を図るコーディネーター（コミュニティソーシャルワーカーなど）が必要です。効果的な講座や研修を開催し、人材・コーディネーターの育成を推進します。【「支え合いのまち推進プラン」p48より抜粋】

回答日：平成25年6月14日

1	取り組み・事業名	8 地域支援推進のためのコミュニティソーシャルワーカーの育成強化	
2	概要	地域の実態把握、住民組織同士のコーディネートや各関係機関との連絡調整などを通して、住民が地域の福祉課題に主体的・組織的に取り組む支援をしていくための専門職（コミュニティソーシャルワーカー）を育成する。	
3	担当課名	健康福祉局社会課	
4	平成24年度実施状況	平成25年度からの「CSW配置事業」実施に向け、検討会や研究会を実施 ・CSW検討会議（主催：社会課）計4回開催 市社協・社会課で事業の基本方針等を検討 ・CSW業務検討会（主催：市社協）計4回開催 市社協・区社協・社会課の実務担当者による検討会 ・CSW研究会 グループワークを通じてCSWの事業目標や事業展開について検討	
5	重点施策「人材・コーディネーターの育成」の推進に対して	(1) 貢献できたこと	
		・25年度からの事業実施にむけた検討会議や研究会を通じて、CSWの基本理念、目標設定、基本姿勢等の整理ができた。	
		(2) 課題と今後の取り組みの方向性	
・進捗管理や適切な評価を行っていくことでCSWの認知度を高めていく。 ・大学と連携して、専門家を交えた研究会等を開催することでCSWのスキルアップを図る。 ・重点支援地区である復興公営住宅建設地域の見守り・支えあい体制構築を目指すなかで、CSWが積極的に地域のキーパーソンへの支援や働きかけを行い、地域福祉の実践者育成を図る。			
6	庁内または他の組織との連携状況	(1) 連携状況	
		■市の関係部局内との組織横断的な連携	→ ①
		■地域保健福祉活動の担い手との連携 ※担い手とは(2)連携相手①～⑩のことをいう	→ ①
		※以下から選択、番号を記入 ①できた ②できなかった ③どちらともいえない ④必要なかった	
		(2) 連携相手	
		■連携できた相手	→ ⑦、⑧、⑩、⑪
		■連携したかったができなかった相手	→ なし
		※以下から選択、番号を記入（複数回答可） ①NPO ②ボランティア団体 ③福祉サービス事業者 ④学校 ⑤相談機関 ⑥企業 ⑦民生委員児童委員 ⑧町内会 ⑨地区社会福祉協議会 ⑩市及び区社会福祉協議会 ⑪市の関係部局	
		(3) 上記の理由、具体的な連携の状況（うまくいった点、工夫した点など）	
		・事業の実施主体となる社会福祉協議会とともに、CSW配置にあたっての課題整理や今後の事業展開について検討を重ね、次年度以降の事業実施に向けた枠組みを構築できた。 ・今後は地域や行政も含めた各関係機関と連携しながら、復興公営住宅が建設される地域の見守り・支えあい体制づくりを行っていく必要がある。また、大学などの専門機関とも連携してCSWの人材育成や実績評価について検討し、CSWの仙台モデル構築をめざす。	



「重点施策①人材・コーディネーターの育成」 平成24年度自己評価シート

地域における保健福祉活動を活性化するためには、リーダーの育成やスキルアップの機会が必要です。震災時には、地域の核となるリーダーの存在が迅速な支援活動につながったといわれています。また、制度の狭間にある複雑な生活課題が増加しており、そのような課題に対応するためには、関係者・関係機関等との連携を図るコーディネーター（コミュニティソーシャルワーカーなど）が必要です。効果的な講座や研修を開催し、人材・コーディネーターの育成を推進します。【「支え合いのまち推進プラン」p48より抜粋】

回答日：平成25年6月 日

1	取り組み・事業名	9 地域のボランティア育成講座	
2	概要	地域の活動を支援する人材確保を目的としてボランティア講座を開催し、活動の意義や心構えについて理解を深めるとともに必要な技術、知識を習得する。	
3	担当課名	市社会福祉協議会	
4	平成24年度実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 青葉区 サロンプログラムの情報交換会等（1回）61名</li> <li>● 宮城支部 子育てサポーター養成講座（全3回コース）50名 ボランティア交流会（1回）45名</li> <li>● 宮城野区 シニアボランティア入門講座（全3回コース）24名 親子ボランティア教室～災害疑似体験～（全5カ所各1回）108名</li> <li>● 若林区 企業の地域活動講座（1回）21名</li> <li>● 太白区 ふれあいいきいきサロン見学（全2カ所各1回）10名</li> <li>● 泉区 ゲームで学ぶ防災（全2カ所各1回）110名</li> </ul>	
5	重点施策「人材・コーディネーターの育成」の推進に対して	(1) 貢献できたこと	
		地域の実態やニーズを把握し、必要な講座や研修等を行うことにより地域のキーパーソンや活動者同士等の横のつながり、それらの方々と地域福祉活動に興味がある市民との新たなつながりの機会を持つことができた。	
5	重点施策「人材・コーディネーターの育成」の推進に対して	(2) 課題と今後の取り組みの方向性	
		各区社協のボランティア担当者や地域福祉担当職員が連携して、地区社協活動等の実態やニーズを把握し、ボランティアをはじめとする区内の地域福祉活動に必要な人材を明確したうえで、必要な講座や研修等を行うことにより活動者を育成する。 なお、これまでのように講座等により市民が学習する形式ではなく、地域のキーパーソンなどを発掘して地域福祉の活動者として育成する。	
6	庁内または他の組織との連携状況	(1) 連携状況	
		■市の関係部局内との組織横断的な連携	→ ③
		■地域保健福祉活動の担い手との連携 ※担い手とは(2)連携相手①～⑩のことをいう	→ ①
		※以下から選択、番号を記入 ①できた ②できなかった ③どちらともいえない ④必要なかった	
		(2) 連携相手	
		■連携できた相手	→ ②、④、⑥、⑦、⑧、⑨
■連携しなかったができなかった相手	→ なし		
※以下から選択、番号を記入（複数回答可） ①NPO ②ボランティア団体 ③福祉サービス事業者 ④学校 ⑤相談機関 ⑥企業 ⑦民生委員児童委員 ⑧町内会 ⑨地区社会福祉協議会 ⑩市及び区社会福祉協議会 ⑪市の関係部局			
(3) 上記の理由、具体的な連携の状況（うまくいった点、工夫した点など）			
各区支部毎に、内容、参加対象者（地域の民生委員児童委員、町内会長、福祉委員、福祉活動等に関心のある方、企業等）を検討の上、実施したことにより、画一的でない、地域の状況等に合ったものとする事ができた。			

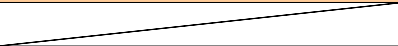
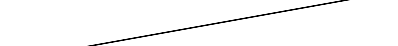

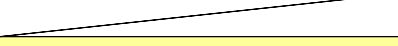

「重点施策②話し合う場づくり」 平成24年度自己評価シート

地域の生活状況は、住民の人口や世代構成、コミュニティの状況、団体や施設といった地域資源など、地域によって千差万別であり、地域の保健福祉に関する課題やその解決方法は、地域によって異なります。地域保健福祉を推進するためには、日頃から地域のつながりが密な地域は、震災時においても支援がスムーズであったことから、地域ごとに、地域住民や地域で活動する関係者が集まって、課題を把握・共有したり、解決に向けた話し合いを行ったりするための場づくりが重要です。

そのような場合は、日頃から地域の連携を密にしたり、それぞれの活動を知ることによって地域ごとの課題解決の仕組みづくりを構築したり、地域のコーディネーターを発掘する場などにもなります。

地域への関心を高め、活動や連携のきっかけとなるような、地域住民や地域で活動する関係者が集まって課題を話し合う場づくりを促進します。【「支え合いのまち推進プラン」p55より抜粋】

回答日：平成25年6月14日

1	取り組み・事業名	10 住民座談会の開催	
2	概要	地域住民や地域で活動する関係者が集い、課題の把握・共有、課題解決に向けた話し合い等を行う「住民座談会」を開催する。地域の企業や施設など、幅広い関係者への参加を呼びかけ、潜在的な地域資源の開発を促進する。また、地域が主体的に開催するための開催手法のアドバイスなど、開催のための支援を行う。	
3	担当課名	健康福祉局社会課	
4	平成24年度実施状況	※24年度実績なし ・震災前の第2期地域保健福祉計画策定のプロセスにおいて住民座談会を実施しており、震災後の計画見直しにあたり、策定委員会や市民アンケートなど他の手法を通じて十分に市民意見の聴取ができたため、24年度は開催せず。 ・25年度からのCSW事業実施に向けた準備段階において、CSWの活動における手法のひとつとして実施していく方向で検討を行った。	
5	重点施策「話し合う場づくり」の推進に対して	(1) 貢献できたこと	
		(2) 課題と今後の取り組みの方向性	
		CSWの活動における手法のひとつとして実施していく予定。市主催による開催についても必要に応じて実施していく。	
6	庁内または他の組織との連携状況	(1) 連携状況	
		■市の関係部局内との組織横断的な連携 → 	
		■地域保健福祉活動の担い手との連携 →  ※担い手とは(2)連携相手①～⑩のことをいう	
		※以下から選択、番号を記入 ①できた ②できなかった ③どちらともいえない ④必要なかった	
		(2) 連携相手	
		■連携できた相手 → 	
■連携したかったができなかった相手 → 			
		※以下から選択、番号を記入（複数回答可） ①NPO ②ボランティア団体 ③福祉サービス事業者 ④学校 ⑤相談機関 ⑥企業 ⑦民生委員児童委員 ⑧町内会 ⑨地区社会福祉協議会 ⑩市及び区社会福祉協議会 ⑪市の関係部局	
		(3) 上記の理由、具体的な連携の状況（うまくいった点、工夫した点など）	
			

「重点施策②話し合う場づくり」 平成24年度自己評価シート

地域の生活状況は、住民の人口や世代構成、コミュニティの状況、団体や施設といった地域資源など、地域によって千差万別であり、地域の保健福祉に関する課題やその解決方法は、地域によって異なります。地域保健福祉を推進するためには、日頃から地域のつながりが密な地域は、震災時においても支援がスムーズであったことから、地域ごとに、地域住民や地域で活動する関係者が集まって、課題を把握・共有したり、解決に向けた話し合いを行ったりするための場づくりが重要です。

そのような場合は、日頃から地域の連携を密にしたり、それぞれの活動を知ることによって地域ごとの課題解決の仕組みづくりを構築したり、地域のコーディネーターを発掘する場などにもなります。

地域への関心を高め、活動や連携のきっかけとなるような、地域住民や地域で活動する関係者が集まって課題を話し合う場づくりを促進します。〔支え合いのまち推進プランp55より抜粋〕

回答日：平成25年6月10日

1	取り組み・事業名	11 障害者の相談支援体制推進事業	
2	概要	関係機関が連携して障害者相談支援を行うとともに、地域における支援困難事例に適切に対応するため、事業者、行政等関係機関の支援ネットワークの強化や、地域の社会資源の改善および開発を推進する自立支援協議会の設置に向けた取り組みを進める。	
3	担当課名	健康福祉局障害者支援課	
4	平成24年度実施状況	区内の相談支援事業所や社会福祉協議会、区役所等の関係機関が区ごとに定期的集まり、障害者福祉における現状や課題について意見交換を行い、各機関の取組に反映させている。また、1事業所だけでは適切な相談支援の提供が困難な場合には、事例検討等を行い支援方針の確認や見直し等を行っている。 ○会議の開催 開催回数 70回 延参加者数 554人 ○事例検討の開催 開催回数 59回 延参加者数 564人 検討した事例の延件数 221件	
5	重点施策「話し合う場づくり」の推進に対して	(1) 貢献できたこと	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者福祉に関する地域の情報を共有し、必要に応じて地域生活支援ネットワーク会議におけるテーマとして取り上げ、地域の福祉に関する機関と課題の共有や研修会の開催等の取組へと発展させている。</li> <li>・相談支援事業所と区役所等の関係機関が集まり、個別支援のあり方について検討しているが、参加者が主体的に運営することで、相談支援従事者のスキルアップ等の話し合いの効果を発揮することができる。</li> </ul>	
6	庁内または他の組織との連携状況	(2) 課題と今後の取組の方向性	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的に意見交換や事例検討が行われるよう、会議の運営方法を実証的に見直していく。</li> <li>・会議の効果的な運営には、相談支援の実践に精通しており、その知識をもとに話し合いを活性化させることのできる人材が必要であるため、上記をとおして学び合う場となるよう取組を展開していく。</li> </ul>	
6	庁内または他の組織との連携状況	(1) 連携状況	
		■市の関係部局内との組織横断的な連携	→ ①
		■地域保健福祉活動の担い手との連携 ※担い手とは(2)連携相手①～⑩のことをいう	→ ①
		※以下から選択、番号を記入 ①できた ②できなかった ③どちらともいえない ④必要なかった	
		(2) 連携相手	
		■連携できた相手	→ ①、③、④、⑤、⑨、⑩、⑪
		■連携したかったができなかった相手	→ なし
※以下から選択、番号を記入（複数回答可） ①NPO ②ボランティア団体 ③福祉サービス事業者 ④学校 ⑤相談機関 ⑥企業 ⑦民生委員児童委員 ⑧町内会 ⑨地区社会福祉協議会 ⑩市及び区社会福祉協議会 ⑪市の関係部局			
(3) 上記の理由、具体的な連携の状況（うまくいった点、工夫した点など）			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議や事例検討の目的、具体的な方法は参加者が主体的に決定し、随時見直しを図りながら、効果的な会議となるよう配慮している。</li> <li>・目的に合わせた会議資料を参加者自ら作成し、議論が深まるよう配慮している。</li> <li>・参加者の業務時間に合わせ、参加しやすい時間設定を行っている。</li> </ul>			

「重点施策②話し合う場づくり」 平成24年度自己評価シート

地域の生活状況は、住民の人口や世代構成、コミュニティの状況、団体や施設といった地域資源など、地域によって千差万別であり、地域の保健福祉に関する課題やその解決方法は、地域によって異なります。地域保健福祉を推進するためには、日頃から地域のつながりが密な地域は、震災時においても支援がスムーズであったことから、地域ごとに、地域住民や地域で活動する関係者が集まって、課題を把握・共有したり、解決に向けた話し合いを行ったりするための場づくりが重要です。

そのような場合は、日頃から地域の連携を密にしたり、それぞれの活動を知ることによって地域ごとの課題解決の仕組みづくりを構築したり、地域のコーディネーターを発掘する場などにもなります。

地域への関心を高め、活動や連携のきっかけとなるような、地域住民や地域で活動する関係者が集まって課題を話し合う場づくりを促進します。【「支え合いのまち推進プラン」p55より抜粋】

回答日：平成25年6月12日

1	取り組み・事業名	12 地域包括支援センターによる担当圏域包括ケア会議の開催	
2	概要	地域包括支援センターが担当する圏域において、地区の保健福祉医療関係者で構成する会議を設け、支援の必要な高齢者に関する情報交換や支援方法に関する検討会等を行う。	
3	担当課名	健康福祉局介護予防推進室	
4	平成24年度実施状況	49の地域包括支援センターにおいて、86の圏域で156回のケア会議を開催した。	
5	重点施策「話し合う場づくり」の推進に対して	(1) 貢献できたこと	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>担当圏域包括ケア会議の開催により、地区の保健福祉医療関係者が話し合う場をつくることができた。</li> </ul>	
5	重点施策「話し合う場づくり」の推進に対して	(2) 課題と今後の取り組みの方向性	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>今後高齢化の進展が見込まれ、地域包括ケアの一層の推進が必要となることから、担当圏域包括ケア会議の継続的な開催により、地域における話し合いの場づくりを引き続き促進していく。</li> </ul>	
6	庁内または他の組織との連携状況	(1) 連携状況	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>■市の関係部局内との組織横断的な連携 → ①</li> <li>■地域保健福祉活動の担い手との連携 → ①</li> </ul>	※担い手とは(2)連携相手①～⑩のことをいう
		※以下から選択、番号を記入 ①できた ②できなかった ③どちらともいえない ④必要なかった	
		(2) 連携相手	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>■連携できた相手 → ②、③、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪</li> <li>■連携したかったができなかった相手 → なし</li> </ul>	
		※以下から選択、番号を記入（複数回答可） ①NPO ②ボランティア団体 ③福祉サービス事業者 ④学校 ⑤相談機関 ⑥企業 ⑦民生委員児童委員 ⑧町内会 ⑨地区社会福祉協議会 ⑩市及び区社会福祉協議会 ⑪市の関係部局	
		(3) 上記の理由、具体的な連携の状況（うまくいった点、工夫した点など）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センターは設置以来、一貫して地域に根ざした活動を継続しており、地域関係者との個別の関係づくりを行ってきた結果、関係者が一堂に会する担当圏域包括ケア会議を開催できる状況となっている。</li> </ul>			



「重点施策③地域内の見守り・支え合いの促進」 平成24年度自己評価シート

地域住民一人ひとりが、日頃から地域内のつながりを大切にし、できることから取り組んでいくことが大切です。ごみ出しや買い物の手伝い、少しの間子どもを預かること、孤立しがちな人の話し相手になることなど、一つひとつの手助けが、地域保健福祉を推進していくための大切な活動です。

本市では、市社会福祉協議会と地区社会福祉協議会が連携して、地域住民の組織的な見守り・支え合い活動である「小地域福祉ネットワーク活動」を実施しています。

また、地域住民相互の支え合い・助け合いの活動を、より効果的に行うことができるよう、「新たな避難所運営マニュアルの作成」等の取り組みを通して、支援を必要とする方に支援が行き届く仕組みや、支援活動の継続的・安定的な運営の仕組みづくりを推進します。【「支え合いのまち推進プラン」p60より抜粋】

回答日：平成25年6月12日

1	取り組み・事業名	13 地区社会福祉協議会による小地域福祉ネットワーク活動	
2	概要	高齢者、障害者等支援を必要とする方が、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、地区社会福祉協議会が実施主体となり、町内会、民生委員、ボランティア団体等の福祉活動団体と連携して、見守り等の安否確認活動や、サロン、買い物支援等の生活支援活動を行う。	
3	担当課名	市社会福祉協議会	
4	平成24年度実施状況	市内103地区で組織されている地区社協のうち、98地区で見守り等の安否確認活動を実施、また99地区でサロン活動、88地区で日常生活支援活動が実施された	
5	重点施策「地域内の見守り・支え合いの促進」の推進に対して	(1) 貢献できたこと	
		市内それぞれの地区において、見守り活動や生活支援活動等を実施し、地区の実状に応じた住民同士の日常的な支え合いの体制づくりを進めることができた。	
		(2) 課題と今後の取り組みの方向性	
高齢化に伴う要援護者の増加が予想されているため、体制の見直しや強化を図っていく必要がある。 特に、復興公営住宅が建設される地域の住民による見守り活動の体制整備や、入居者同士や近隣の地域住民も交えた交流活動の充実に向けた体制を整備していく。			
6	庁内または他の組織との連携状況	(1) 連携状況	
		■市の関係部局内との組織横断的な連携	→ ③
		■地域保健福祉活動の担い手との連携 ※担い手とは(2)連携相手①～⑩のことをいう	→ ①
		※以下から選択、番号を記入 ①できた ②できなかった ③どちらともいえない ④必要なかった	
		(2) 連携相手	
		■連携できた相手	→ ①、②、③、④、⑤、⑦、⑧、⑨、⑩
		■連携しなかったができなかった相手	→ なし
※以下から選択、番号を記入（複数回答可） ①NPO ②ボランティア団体 ③福祉サービス事業者 ④学校 ⑤相談機関 ⑥企業 ⑦民生委員児童委員 ⑧町内会 ⑨地区社会福祉協議会 ⑩市及び区社会福祉協議会 ⑪市の関係部局			
(3) 上記の理由、具体的な連携の状況（うまくいった点、工夫した点など）			
それぞれの地区内で、民生委員児童委員や町内会、ボランティア団体や学校等と連携して活動を進めている。また、地域で対応が難しい困難ケースなどについては、地域包括支援センターや福祉施設・行政等に繋いだりと、ニーズをキャッチする役割を果たしている。			

「重点施策③地域内の見守り・支え合いの促進」 平成24年度自己評価シート

地域住民一人ひとりが、日頃から地域内のつながりを大切にし、できることから取り組んでいくことが大切です。ごみ出しや買い物の手伝い、少しの間子どもを預かること、孤立しがちな人の話し相手になることなど、一つひとつの手助けが、地域保健福祉を推進していくための大切な活動です。

本市では、市社会福祉協議会と地区社会福祉協議会が連携して、地域住民の組織的な見守り・支え合い活動である「小地域福祉ネットワーク活動」を実施しています。

また、地域住民相互の支え合い・助け合いの活動を、より効果的に行うことができるよう、「新たな避難所運営マニュアルの作成」等の取り組みを通して、支援を必要とする方に支援が行き届く仕組みや、支援活動の継続的・安定的な運営の仕組みづくりを推進します。【「支え合いのまち推進プラン」p60より抜粋】

回答日：平成25年6月10日

1	取り組み・事業名	14 仙台すくすくサポート事業	
2	概要	育児の援助を受ける方（利用会員）と育児の援助を行う方（協力会員）が会員となって行う市民相互の育児援助活動（有償ボランティア活動）で、会員登録や仲介等を仙台すくすくサポート事業事務局が行う。	
3	担当課名	子供未来局子育て支援課	
4	平成24年度実施状況	利用会員2,851人・協力会員412人・両方会員134人（平成25年3月31日現在）9,682件の援助活動件数であった。	
5	重点施策「地域内の見守り・支え合いの促進」の推進に対して	(1) 貢献できたこと	
		育児の援助を受ける方（利用会員）と育児の援助を行う方（協力会員）が、相互の信頼関係のもとに、地域ぐるみでの子育て支援活動を行うことができた。	
		(2) 課題と今後の取り組みの方向性	
		育児の援助を行う方（協力会員）の担い手が不足しているため、広く制度の広報を行い、協力会員の募集を行っていく。	
6	庁内または他の組織との連携状況	(1) 連携状況	
		■市の関係部局内との組織横断的な連携	→ ③
		■地域保健福祉活動の担い手との連携 ※担い手とは(2)連携相手①～⑩のことをいう	→ ③
		※以下から選択、番号を記入 ①できた ②できなかった ③どちらともいえない ④必要なかった	
		(2) 連携相手	
		■連携できた相手	→ なし
		■連携したかったができなかった相手	→ なし
		※以下から選択、番号を記入（複数回答可） ①NPO ②ボランティア団体 ③福祉サービス事業者 ④学校 ⑤相談機関 ⑥企業 ⑦民生委員児童委員 ⑧町内会 ⑨地区社会福祉協議会 ⑩市及び区社会福祉協議会 ⑪市の関係部局	
(3) 上記の理由、具体的な連携の状況（うまくいった点、工夫した点など）			
		協力会員の募集について、市内小学校の5・6年生の保護者及び市内の民生委員児童委員あてに広報を行ったが、それ以外の手法での連携は実施できなかった。	

「重点施策③地域内の見守り・支え合いの促進」 平成24年度自己評価シート

地域住民一人ひとりが、日頃から地域内のつながりを大切にし、できることから取り組んでいくことが大切です。ごみ出しや買い物の手伝い、少しの間子どもを預かること、孤立しがちな人の話し相手になることなど、一つひとつの手助けが、地域保健福祉を推進していくための大切な活動です。

本市では、市社会福祉協議会と地区社会福祉協議会が連携して、地域住民の組織的な見守り・支え合い活動である「小地域福祉ネットワーク活動」を実施しています。

また、地域住民相互の支え合い・助け合いの活動を、より効果的に行うことができるよう、「新たな避難所運営マニュアルの作成」等の取り組みを通して、支援を必要とする方に支援が行き届く仕組みや、支援活動の継続的・安定的な運営の仕組みづくりを推進します。【「支え合いのまち推進プラン」p60より抜粋】

回答日：平成25年6月7日

1	取り組み・事業名	15 新たな避難所運営マニュアルの作成	
2	概要	平成23年度に作成した素案をもとに、市民の意見や検証訓練等の成果を反映させたうえで、平成24年度中を目途に全市版の避難所運営マニュアルを作成する。また、地域版マニュアルの作成、運営訓練等を通じた見直しも行っていく。	
3	担当課名	消防局防災企画課	
4	平成24年度実施状況	避難所を運営する地域団体、市職員、施設管理者等が共有できる避難所運営マニュアルとして、仙台市における避難所運営の基本を示した全市版のマニュアルを作成した。	
5	重点施策「地域内の見守り・支え合いの促進」の推進に対して	(1) 貢献できたこと	
		避難所へ避難することのできない災害時要援護者への支援について、「町内会等の協力により物資や情報を提供すること」を避難所運営に関連する活動の1つとして明記した。	
		(2) 課題と今後の取り組みの方向性	
		今後地域の実情を反映した「地域版マニュアル」を作成するにあたり、地域団体・仙台市・施設管理者による事前協議を行うこととしており、地域における支え合いの促進についても共に検討していく必要がある。	
6	庁内または他の組織との連携状況	(1) 連携状況	
		■市の関係部局内との組織横断的な連携	→ ①
		■地域保健福祉活動の担い手との連携 ※担い手とは(2)連携相手①～⑩のことをいう	→ ①
		※以下から選択、番号を記入 ①できた ②できなかった ③どちらともいえない ④必要なかった	
		(2) 連携相手	
		■連携できた相手	→ ④、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪
		■連携したかったができなかった相手	→ なし
※以下から選択、番号を記入（複数回答可） ①NPO ②ボランティア団体 ③福祉サービス事業者 ④学校 ⑤相談機関 ⑥企業 ⑦民生委員児童委員 ⑧町内会 ⑨地区社会福祉協議会 ⑩市及び区社会福祉協議会 ⑪市の関係部局			
(3) 上記の理由、具体的な連携の状況（うまくいった点、工夫した点など）			
		避難所運営マニュアルを作成する過程において、関係機関から意見をいただく機会を設け、意見をもとに修正を行っていった。	

「重点施策③地域内の見守り・支え合いの促進」 平成24年度自己評価シート

地域住民一人ひとりが、日頃から地域内のつながりを大切にし、できることから取り組んでいくことが大切です。ごみ出しや買い物の手伝い、少しの間子どもを預かること、孤立しがちな人の話し相手になることなど、一つひとつの手助けが、地域保健福祉を推進していくための大切な活動です。

本市では、市社会福祉協議会と地区社会福祉協議会が連携して、地域住民の組織的な見守り・支え合い活動である「小地域福祉ネットワーク活動」を実施しています。

また、地域住民相互の支え合い・助け合いの活動を、より効果的に行うことができるよう、「新たな避難所運営マニュアルの作成」等の取り組みを通して、支援を必要とする方に支援が行き届く仕組みや、支援活動の継続的・安定的な運営の仕組みづくりを推進します。【「支え合いのまち推進プラン」p60より抜粋】

回答日：平成25年6月18日

1	取り組み・事業名	16 地域支えあいセンター事業	
2	概要	市内の借り上げ民間賃貸住宅に居住する被災者を対象に、情報提供や巡回相談、交流イベント、サロン活動を行う被災者支援事業。区ごとに常設の支えあいセンターを設置し、相談しやすい体制をつくるとともに、高齢者から順次、個別訪問活動を実施し、地域の支援活動の促進を図る。	
3	担当課名	市社会福祉協議会	
4	平成24年度実施状況	従来の巡回相談所設置に加え、5月に各区単位の常設支えあいセンターを開設し、被災者により近い場所での支援活動及び地域の支援者との関係づくりを進めた。 ・来訪、電話による相談受付：893件 ・交流イベント・サロン活動等：304回開催・延べ4,731名参加 ・個別訪問支援活動：延べ8,194回訪問 ・被災世帯向け定期ダイレクトメール送付：6回・延べ38,264通	
5	重点施策「地域内の見守り・支え合いの促進」の推進に対して	(1) 貢献できたこと	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>交流サロン活動は被災者同士で集う形式が主であったが、地域(町内会・地区社協等)の役員、民生委員児童委員の参加も多く、被災者と支援者を引き合わせる場づくりの役割を果たした。</li> <li>地域から寄せられる交流支援の要望に対応し、支援対象世帯向けに交流行事等の広報協力や個別訪問を通じた呼び掛けを行う等の連携を行った。</li> </ul>	
6	庁内または他の組織との連携状況	(2) 課題と今後の取り組みの方向性	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>地域側からもっと多くの支援活動を行いたいとの意見もあり、市・区社協が進める地域福祉の推進事業や関係各所の進める被災者支援事業とより一層連携し、被災者が生活者として地域に馴染まれるように、被災世帯の自立に向けた地域とのつながりづくりの支援や必要な支援情報の提供、行政が進める被災者生活再建支援事業への情報提供等を継続する。</li> </ul>	
6	庁内または他の組織との連携状況	(1) 連携状況	
		■市の関係部局内との組織横断的な連携	→ ①
		■地域保健福祉活動の担い手との連携 ※担い手とは(2)連携相手①～⑩のことをいう	→ ①
		※以下から選択、番号を記入 ①できた ②できなかった ③どちらともいえない ④必要なかった	
		(2) 連携相手	
		■連携できた相手	→ ①、②、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪
■連携したかったができなかった相手	→ ⑧、⑨		
※以下から選択、番号を記入(複数回答可)		①NPO ②ボランティア団体 ③福祉サービス事業者 ④学校 ⑤相談機関 ⑥企業 ⑦民生委員児童委員 ⑧町内会 ⑨地区社会福祉協議会 ⑩市及び区社会福祉協議会 ⑪市の関係部局	
(3) 上記の理由、具体的な連携の状況(うまくいった点、工夫した点など)		<ul style="list-style-type: none"> <li>行政との関係については、市・区役所それぞれに被災者支援会議やケース検討会を通じて、支援対象世帯への対応方針を協議しながら支援活動を進めることができた。</li> <li>町内会、地区社協、NPO、ボランティア団体、企業については、各種イベント・サロン活動等の機会に協力を得ながら開催することができた。</li> <li>市・区社協については、同じ組織内での連携による活動を行うことができた。</li> </ul>	



「重点施策③地域内の見守り・支え合いの促進」 平成24年度自己評価シート

地域住民一人ひとりが、日頃から地域内のつながりを大切にし、できることから取り組んでいくことが大切です。ごみ出しや買い物の手伝い、少しの間子どもを預かること、孤立しがちな人の話し相手になることなど、一つひとつの手助けが、地域保健福祉を推進していくための大切な活動です。

本市では、市社会福祉協議会と地区社会福祉協議会が連携して、地域住民の組織的な見守り・支え合い活動である「小地域福祉ネットワーク活動」を実施しています。

また、地域住民相互の支え合い・助け合いの活動を、より効果的に行うことができるよう、「新たな避難所運営マニュアルの作成」等の取り組みを通して、支援を必要とする方に支援が行き届く仕組みや、支援活動の継続的・安定的な運営の仕組みづくりを推進します。【「支え合いのまち推進プラン」p60より抜粋】

回答日：平成25年6月12日

1	取り組み・事業名	17 安心の福祉のまちづくり事業	
2	概要	地区社会福祉協議会による被災者支援活動や地域コミュニティの再生強化に繋がる活動に対して活動費を助成するとともに、区社会福祉協議会による活動支援を通して、地域住民がともに支えあう地域づくりを進める。	
3	担当課名	市社会福祉協議会	
4	平成24年度実施状況	区社会福祉協議会の活動支援により、地区社会福祉協議会が中心となり被災者支援活動及び地域コミュニティ再生強化活動を18件実施。	
5	重点施策「地域内の見守り・支え合いの促進」の推進に対して	(1) 貢献できたこと	
		地区社会福祉協議会が、地域に点在する借上げ民間賃貸住宅居住者等と地域住民の交流を深めるための取り組みを実施したことにより、借上げ民間賃貸住宅居住者等の孤立防止につながった。	
5	重点施策「地域内の見守り・支え合いの促進」の推進に対して	(2) 課題と今後の取り組みの方向性	
		仮設住宅から転居し新たな居住地にて生活を始める被災者が、転居先の地域でも孤立せずに生活できるよう被災者を含む転入者の支援体制づくりを支援していく必要がある。地域ごとの課題の変化を捉え、新たな情報を早期に提供し地区社会福祉協議会が活動に取り組むための支援を区社会福祉協議会を中心に実施していく。	
6	庁内または他の組織との連携状況	(1) 連携状況	
		■市の関係部局内との組織横断的な連携	→ ③
		■地域保健福祉活動の担い手との連携 ※担い手とは(2)連携相手①～⑩のことをいう	→ ①
		※以下から選択、番号を記入 ①できた ②できなかった ③どちらともいえない ④必要なかった	
		(2) 連携相手	
		■連携できた相手	→ ①、②、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪
		■連携しなかったができなかった相手	→ なし
※以下から選択、番号を記入（複数回答可） ①NPO ②ボランティア団体 ③福祉サービス事業者 ④学校 ⑤相談機関 ⑥企業 ⑦民生委員児童委員 ⑧町内会 ⑨地区社会福祉協議会 ⑩市及び区社会福祉協議会 ⑪市の関係部局			
(3) 上記の理由、具体的な連携の状況（うまくいった点、工夫した点など）			
活動を進めるにあたり地域団体の連携が取りやすくなるよう、町内会ごとの借上げ民間賃貸住宅世帯数を提供し、地区社会福祉協議会と町内会・民生委員児童委員との情報共有を進めた。被災者支援のための活動費を助成することで、町内会等に加入していない一時的に居住している状態になっている被災者の支援活動についても、それぞれの地域団体の理解が得られた。			

「重点施策④災害時要援護者支援体制の構築」 平成24年度自己評価シート

災害時要援護者の安全・安心を守るためには、日頃からの見守り活動などを通じて、地域における支え合い・助け合いによる支援の体制を整えておくことが必要です。東日本大震災においても、災害時の地域住民相互の助け合いの必要性が確認されました。

日頃から地域の各団体が連携しながら、地域内の高齢者・障害児(者)のみならず、災害時などの緊急的な状況において手助けが必要となる妊産婦や乳幼児・児童・外国人などの要援護者の所在や状況を把握するとともに、その情報を共有し、具体的な支援の方法について話し合っておくことが大切です。

震災時の反省点を踏まえ、災害時要援護者の安全を確保するため、災害発生時における地域住民相互の支え合い・助け合いによる避難支援の仕組みづくりを促進するとともに、被災後の要援護者の支援体制のさらなる整備に取り組みます。【「支え合いのまち推進プラン」p62より抜粋】

回答日：平成25年6月7日

1	取り組み・事業名	18 災害時要援護者避難支援の推進	
2	概要	災害時要援護者の避難支援に関する基本的な考え方や進め方を明らかにする避難支援プラン（全体計画）に基づき、地域における支援体制の構築を推進する。	
3	担当課名	健康福祉局総務課	
4	平成24年度実施状況	避難支援プラン及び情報登録制度の周知を4月から関係団体（市連合町内会長会、地区民生委員児童委員協議会、各区連合町内会長協議会、地区社会福祉協議会）に消防局と合同で説明を行い、6月には単位町内会に対して関係資料を送付した。12月には、地域の支援体制づくりを進める上で参考にしてもらうよう、地域での災害時要援護者支援の体制づくりのながれや事例・個人情報の取り扱いルールを紹介している「災害時要援護者支援資料集」を作成し、配付した。	
5	重点施策「災害時要援護者支援体制の構築」の推進に対して	(1) 貢献できたこと	
		地域における災害時要援護者支援体制づくりを進めるうえで参考となる資料を提供した。	
5	重点施策「災害時要援護者支援体制の構築」の推進に対して	(2) 課題と今後の取り組みの方向性	
		災害時要援護者登録情報リストを平成24年12月から配布しているが、受領していない町内会またはリストを受領したものの支援体制づくりが進んでいない地域も多く見られることから、関係局・区及び町内会団体とともに対応策を検討する必要がある。	
6	庁内または他の組織との連携状況	(1) 連携状況	
		■市の関係部局内との組織横断的な連携	→ ①
		■地域保健福祉活動の担い手との連携 ※担い手とは(2)連携相手①～⑩のことをいう	→ ①
		※以下から選択、番号を記入 ①できた ②できなかった ③どちらともいえない ④必要なかった	
		(2) 連携相手	
		■連携できた相手	→ ⑤、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪
		■連携したかったができなかった相手	→ なし
※以下から選択、番号を記入（複数回答可） ①NPO ②ボランティア団体 ③福祉サービス事業者 ④学校 ⑤相談機関 ⑥企業 ⑦民生委員児童委員 ⑧町内会 ⑨地区社会福祉協議会 ⑩市及び区社会福祉協議会 ⑪市の関係部局			
(3) 上記の理由、具体的な連携の状況（うまくいった点、工夫した点など）			
地域における災害時要援護者支援の取り組みについて、その必要性を理解してもらった。			

「重点施策④災害時要援護者支援体制の構築」 平成24年度自己評価シート

災害時要援護者の安全・安心を守るためには、日頃からの見守り活動などを通じて、地域における支え合い・助け合いによる支援の体制を整えておくことが必要です。東日本大震災においても、災害時の地域住民相互の助け合いの必要性が確認されました。

日頃から地域の各団体が連携しながら、地域内の高齢者・障害児(者)のみならず、災害時などの緊急的な状況において手助けが必要となる妊産婦や乳幼児・児童・外国人などの要援護者の所在や状況を把握するとともに、その情報を共有し、具体的な支援の方法について話し合っておくことが大切です。

震災時の反省点を踏まえ、災害時要援護者の安全を確保するため、災害発生時における地域住民相互の支え合い・助け合いによる避難支援の仕組みづくりを促進するとともに、被災後の要援護者の支援体制のさらなる整備に取り組みます。【「支え合いのまち推進プラン」p62より抜粋】

回答日：平成25年6月7日

1	取り組み・事業名	19 災害時要援護者情報登録制度	
2	概要	障害者や高齢者等の災害時要援護者本人から市への申出により災害時要援護者として登録し、登録した方の情報を市から町内会や民生委員、社会福祉協議会、地域包括支援センターに提供することにより、地域の支え合いによる支援体制づくりを推進する。	
3	担当課名	健康福祉局総務課	
4	平成24年度実施状況	災害時要援護者情報登録制度の要綱制定をし、6月中旬から行われた在宅高齢者世帯調査において、民生委員から登録が必要と思われる方へ、リーフレット、申請用紙、返信用封筒を配布して登録の推奨を行った。また、地域包括支援センターや障害者団体、障害者施設に対し、会議等の機会をとらえて、制度の周知、リーフレット・申請用紙を送付している。 リストの配布は平成24年12月、平成25年1月、3月に単位町内会、民生委員、地域包括支援センター、地区社会福祉協議会へ配布している。	
5	重点施策「災害時要援護者支援体制の構築」の推進に対して	(1) 貢献できたこと	
		災害時要援護者支援に役立ててもらおうよう登録者の情報を地域団体等に提供した。	
5	重点施策「災害時要援護者支援体制の構築」の推進に対して	(2) 課題と今後の取り組みの方向性	
		リストを受領していないまたは受領したものの支援体制づくりが進んでない地域も多いとみられることから、アンケート等により地域の課題などを把握し、関係局・区及び町内会団体とともに対応策の検討が必要である	
6	庁内または他の組織との連携状況	(1) 連携状況	
		■市の関係部局内との組織横断的な連携	→ ①
		■地域保健福祉活動の担い手との連携 ※担い手とは(2)連携相手①～⑩のことをいう	→ ①
		※以下から選択、番号を記入 ①できた ②できなかった ③どちらともいえない ④必要なかった	
		(2) 連携相手	
		■連携できた相手	→ ⑤、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪
		■連携したかったができなかった相手	→ なし
※以下から選択、番号を記入(複数回答可) ①NPO ②ボランティア団体 ③福祉サービス事業者 ④学校 ⑤相談機関 ⑥企業 ⑦民生委員児童委員 ⑧町内会 ⑨地区社会福祉協議会 ⑩市及び区社会福祉協議会 ⑪市の関係部局			
(3) 上記の理由、具体的な連携の状況(うまくいった点、工夫した点など)			
区域内に登録者のある町内会の85%の町内会にリストを受領していただいた状況から取り組みの必要性を理解していただいているものと考えられる			



「重点施策④災害時要援護者支援体制の構築」 平成24年度自己評価シート

災害時要援護者の安全・安心を守るためには、日頃からの見守り活動などを通じて、地域における支え合い・助け合いによる支援の体制を整えておくことが必要です。東日本大震災においても、災害時の地域住民相互の助け合いの必要性が確認されました。

日頃から地域の各団体が連携しながら、地域内の高齢者・障害児(者)のみならず、災害時などの緊急的な状況において手助けが必要となる妊産婦や乳幼児・児童・外国人などの要援護者の所在や状況を把握するとともに、その情報を共有し、具体的な支援の方法について話し合っておくことが大切です。

震災時の反省点を踏まえ、災害時要援護者の安全を確保するため、災害発生時における地域住民相互の支え合い・助け合いによる避難支援の仕組みづくりを促進するとともに、被災後の要援護者の支援体制のさらなる整備に取り組みます。【「支え合いのまち推進プラン」p62より抜粋】

回答日：平成25年6月7日

1	取り組み・事業名	20 福祉避難所の機能強化												
2	概要	災害時に障害者や要介護者等個々の状況に応じた対応を行うため、福祉避難所として協定を締結する施設を増やすほか、資機材や備蓄物資の充実を図る。												
3	担当課名	健康福祉局総務課												
4	平成24年度実施状況	<p>〔平成25年3月末現在の進捗状況〕</p> <p>1 食料・飲料水の備蓄及び自家発電設備の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度補正予算により指定管理施設に食料・飲料水の備蓄を行った。</li> <li>指定管理施設について、平成24年度から段階的に備蓄倉庫及び非常用発電装置を設置している。</li> <li>民間施設について、平成24年度に毛布の配布を行った。</li> <li>民間施設について、平成24年度から非常用発電機の購入補助及び食料・飲料水の備蓄補助を実施している。</li> </ul> <p>(平成24年度実績：非常用発電10施設、食料・飲料水24施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消防局において、平成24年度から段階的に防災無線を設置している。</li> </ul> <p>2 障害者施設及び介護老人保健施設との協定締結</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災において対応が不十分であった知的・精神障害者の避難先の確保については、指定避難所における教室を利用した福祉避難室を第一としたうえで、重度の障害者等を収容する福祉避難所として、障害者施設6施設を指定し11月1日に協定を締結した。</li> <li>医療的ケアが必要な要援護高齢者の避難先を確保するため、市内の介護老人保健施設21施設を指定し4月1日付けで協定締結した。</li> <li>その他、宮城県の障害者施設の福祉避難所としての活用や、特別支援学校、視覚支援学校等の役割について宮城県、教育局等と調整している。</li> </ul> <p>3 マニュアルの改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災の対応を踏まえ、福祉避難所開設・運営マニュアルの改訂を行った。</li> </ul>												
5	重点施策「災害時要援護者支援体制の構築」の推進に対して	<p>(1) 貢献できたこと</p> <p>障害者施設6施設や介護老人保健施設21施設を福祉避難所として指定し、重度の障害者等や、医療的ケアが必要な要援護高齢者等の避難先を確保した。 現在、福祉避難所として指定している民間施設に食料及び水の備蓄に対する補助を行った。</p> <p>(2) 課題と今後の取り組みの方向性</p> <p>大規模災害時には本市が人員を確保することが困難な場合も想定されることから、本市からの人的支援が得られなくても、福祉避難所を開設できる人員確保策を施設運営団体や各運営法人内において検討してもらう必要がある。</p>												
6	庁内または他の組織との連携状況	<p>(1) 連携状況</p> <table border="1"> <tr> <td>■市の関係部局内との組織横断的な連携</td> <td>→</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>■地域保健福祉活動の担い手との連携 ※担い手とは(2)連携相手①～⑩のことをいう</td> <td>→</td> <td>①</td> </tr> </table> <p>※以下から選択、番号を記入 ①できた ②できなかった ③どちらともいえない ④必要ななかった</p> <p>(2) 連携相手</p> <table border="1"> <tr> <td>■連携できた相手</td> <td>→</td> <td>③、⑩</td> </tr> <tr> <td>■連携したかったができなかった相手</td> <td>→</td> <td>なし</td> </tr> </table> <p>※以下から選択、番号を記入(複数回答可)</p> <p>①NPO ②ボランティア団体 ③福祉サービス事業者 ④学校 ⑤相談機関 ⑥企業 ⑦民生委員児童委員 ⑧町内会 ⑨地区社会福祉協議会 ⑩市及び区社会福祉協議会 ⑪市の関係部局</p> <p>(3) 上記の理由、具体的な連携の状況(うまくいった点、工夫した点など)</p> <p>障害者福祉施設等の福祉避難所の指定に関し、施設側の賛同が得られたこと。</p>	■市の関係部局内との組織横断的な連携	→	①	■地域保健福祉活動の担い手との連携 ※担い手とは(2)連携相手①～⑩のことをいう	→	①	■連携できた相手	→	③、⑩	■連携したかったができなかった相手	→	なし
■市の関係部局内との組織横断的な連携	→	①												
■地域保健福祉活動の担い手との連携 ※担い手とは(2)連携相手①～⑩のことをいう	→	①												
■連携できた相手	→	③、⑩												
■連携したかったができなかった相手	→	なし												



「重点施策④災害時要援護者支援体制の構築」 平成24年度自己評価シート

災害時要援護者の安全・安心を守るためには、日頃からの見守り活動などを通じて、地域における支え合い・助け合いによる支援の体制を整えておくことが必要です。東日本大震災においても、災害時の地域住民相互の助け合いの必要性が確認されました。

日頃から地域の各団体が連携しながら、地域内の高齢者・障害児(者)のみならず、災害時などの緊急的な状況において手助けが必要となる妊産婦や乳幼児・児童・外国人などの要援護者の所在や状況を把握するとともに、その情報を共有し、具体的な支援の方法について話し合っておくことが大切です。

震災時の反省点を踏まえ、災害時要援護者の安全を確保するため、災害発生時における地域住民相互の支え合い・助け合いによる避難支援の仕組みづくりを促進するとともに、被災後の要援護者の支援体制のさらなる整備に取り組みます。【「支え合いのまち推進プラン」p62より抜粋】

回答日：平成25年6月14日

1	取り組み・事業名	21 障害者災害対策推進事業（災害時ボランティア養成事業）の実施	
2	概要	手話奉仕員やガイドヘルパー等専門ボランティアの日常の活動を、災害時においても活かせる体制づくりを行う。	
3	担当課名	健康福祉局障害企画課	
4	平成24年度実施状況	○災害時における専門ボランティア研修会の開催（2回：延べ42名参加） ・シンポジウム「地域の”きずな”を深める当事者団体の役割」 ・講演「東日本大震災を振り返って～これまでとこれから～」 ○総合防災訓練への参加（6月12日 於：木町通小学校 専門ボランティア 6名参加） ○災害時専門ボランティア（手話、点訳・朗読、移動支援）の登録・更新（H24年度末登録者 106名）	
5	重点施策「災害時要援護者支援体制の構築」の推進に対して	（1）貢献できたこと	
		研修会での議論や総合防災訓練を通じ、地域との連携の必要性や情報保障、障害者団体の役割など、大規模災害における被災障害者への支援について再確認し、専門ボランティアの資質向上につなげることができた。	
5	重点施策「災害時要援護者支援体制の構築」の推進に対して	（2）課題と今後の取り組みの方向性	
		震災前と比較し専門ボランティア登録者が減少している。また、様々な障害特性に対応できる人材の確保が課題である。 引き続き人材の育成に努めると共に、災害対応マニュアルの見直しを進める等、専門ボランティアが活動しやすい体制の構築に努める。	
6	庁内または他の組織との連携状況	（1）連携状況	
		■市の関係部局内との組織横断的な連携	→ ①
		■地域保健福祉活動の担い手との連携 ※担い手とは（2）連携相手①～⑩のことをいう	→ ③
		※以下から選択、番号を記入 ①できた ②できなかった ③どちらともいえない ④必要なかった	
		（2）連携相手	
		■連携できた相手	→ ③
		■連携したかったができなかった相手	→ ⑩
※以下から選択、番号を記入（複数回答可） ①NPO ②ボランティア団体 ③福祉サービス事業者 ④学校 ⑤相談機関 ⑥企業 ⑦民生委員児童委員 ⑧町内会 ⑨地区社会福祉協議会 ⑩市及び区社会福祉協議会 ⑪市の関係部局			
（3）上記の理由、具体的な連携の状況（うまくいった点、工夫した点など）			
市の総合防災訓練に参加し、実際の災害でさまざまな市民が集まることを想定した中での活動を確認することができた。			

「重点施策⑤地域での相談機能の充実」 平成24年度自己評価シート

市民意向調査において、地域で安心して生活するための施策として、4割を超える方が「地域の身近な場所  
所で相談できる窓口を増やす」と回答しています。地域の身近な相談窓口としての、民生委員や障害者  
相談員の活動、福祉施設などにおける相談支援機能を充実します。【「支え合いのまち推進プラン」p66より  
抜粋】

回答日：平成25年6月12日

1	取り組み・事業名	22 被災者生活再建相談等事業	
2	概要	仙台市内の応急仮設住宅を戸別に訪問し、住まいや就労など被災者の生活再建に関する意向を把握するとともに、相談内容に応じた情報提供等を行うほか、訪問の結果、自立に向けて課題のある方に対して、区役所や関係機関と連携しながら個別支援を行う。	
3	担当課名	復興事業局生活再建支援室	
4	平成24年度実施状況	平成24年10月からの若林区モデル事業を皮切りに、平成25年1月に宮城野区、2月には太白区と順次訪問を開始し、被災者の再建方針や課題の有無等について把握したほか、各区ごとに組織したワーキング・グループを通じて、課題のある方への支援内容や支援方法等について検討を行った。  ○戸別訪問 対象世帯：約10,500世帯（全市） 訪問済世帯：約1,800世帯	
5	重点施策「地域での相談機能の充実」の推進に対して	(1) 貢献できたこと	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>被災された方から直接お話を伺うことによって、現在の生活状況や今後の住まいの再建方針等をきめ細かく把握できたことに加え、生活再建に関する相談等に対して、必要な情報提供等を行うことができた。</li> <li>また、訪問により把握した被災者の情報を区役所や関係機関と共有することにより、特に課題のある被災者に対して、連携による多様な支援が可能となった。</li> </ul>	
6	庁内または他の組織との連携状況	(2) 課題と今後の取り組みの方向性	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての被災者が新たな住まいに支障なく移行できるよう、未訪問世帯に対してはできる限り早期に訪問し、再建方針等を把握するとともに、自立に向けて課題のある方の抽出や、こうした方への個別支援策を具体的に検討し、支援を行う必要がある。</li> <li>そのため、戸別訪問を行う生活再建支援員の増員など体制強化を図り、平成25年度からは青葉区と泉区を加え全市域で戸別訪問を展開する。</li> </ul>	
6	庁内または他の組織との連携状況	(1) 連携状況	
		■市の関係部局内との組織横断的な連携	→ ①
		■地域保健福祉活動の担い手との連携 ※担い手とは(2)連携相手①～⑩のことをいう	→ ①
		※以下から選択、番号を記入 ①できた ②できなかった ③どちらともいえない ④必要なかった	
		(2) 連携相手	
		■連携できた相手	→ ①、⑤、⑩、⑪
		■連携したかったができなかった相手	→ なし
※以下から選択、番号を記入（複数回答可） ①NPO ②ボランティア団体 ③福祉サービス事業者 ④学校 ⑤相談機関 ⑥企業 ⑦民生委員児童委員 ⑧町内会 ⑨地区社会福祉協議会 ⑩市及び区社会福祉協議会 ⑪市の関係部局			
(3) 上記の理由、具体的な連携の状況（うまくいった点、工夫した点など）			
<ul style="list-style-type: none"> <li>当初に取り組んだモデル事業を通じて、各区や関係機関、社協等との横断的な取り組みのスキームが一定程度整理されたことにより、その後各区での展開も支障なく出来た。</li> <li>戸別訪問では、住まいの再建方針だけでなく、新たに健康面や精神面で課題のあると思われる方が見つかる場合もあり、こうしたケースはワーキングを通じて、区保健福祉センターによる健康支援や関係機関による見守り等につなげている。</li> </ul>			

「重点施策⑤地域での相談機能の充実」 平成24年度自己評価シート

市民意向調査において、地域で安心して生活するための施策として、4割を超える方が「地域の身近な場所  
 で相談できる窓口を増やす」とことと回答しています。地域の身近な相談窓口としての、民生委員や障害者  
 相談員の活動、福祉施設などにおける相談支援機能を充実します。【「支え合いのまち推進プラン」p66より  
 抜粋】

回答日：平成25年6月14日

1	取り組み・事業名	23 地域における各種相談員の活動に対する支援（民生委員）	
2	概要	地域において活動する民生委員や障害者相談員に対して、それぞれの活動がより円滑に効果的に行われるよう、地域保健福祉に関する情報提供などの支援を行う。	
3	担当課名	健康福祉局社会課	
4	平成24年度実施状況	市内64地区の地区民児協において、延べ46,730件の相談支援を行った。 ○内容別 日常的な支援 12,308件、健康・保健 4,201件、子供の地域生活 2,349件 ○分野別 高齢者関係 29,924件、障害者関係 2,703件、子供関係 5,814件、 その他 8,289件 ○訪問回数 訪問・連絡活動 178,005回、その他 164,367回 ○連絡回数 委員相互 87,642回、その他関係機関 55,692回	
5	重点施策「地域での相談機能の充実」の推進に対して	(1) 貢献できたこと	
		・住民からの様々な相談への対応や支援活動が円滑に行えるよう、毎月、市民児協理事 事会において関係各課から情報提供を行うと共に、区保健福祉センターにおいても、 毎月、区民児協委員会を開催し、民生委員活動の課題共有や各課からの情報提供を行 うことで、民生委員による地域での相談機能の充実に貢献した。	
6	庁内または他の組織との連携状況	(2) 課題と今後の取り組みの方向性 ※簡潔にご記入ください。	
		・多様化している福祉課題や復興公営住宅に居住する要援護者への見守り活動など、 民生委員の活動はますます重要になっており、活動が円滑に進められるよう関係機関 との情報共有を進める。 ・業務が多岐にわたることや職責の重さなどから欠員が生じており、人材確保がで きるよう資格要件の見直しなどに取り組んでいく。	
6	庁内または他の組織との連携状況	(1) 連携状況	
		■市の関係部局内との組織横断的な連携	→ ①
		■地域保健福祉活動の担い手との連携 ※担い手とは(2)連携相手①～⑩のことをいう	→ ①
		※以下から選択、番号を記入 ①できた ②できなかった ③どちらともいえない ④必要ななかった	
		(2) 連携相手	
		■連携できた相手	→ ⑤、⑧、⑨、⑩、⑪
■連携したかったができなかった相手	→ なし		
※以下から選択、番号を記入（複数回答可） ①NPO ②ボランティア団体 ③福祉サービス事業者 ④学校 ⑤相談機関 ⑥企業 ⑦民生委員児童委員 ⑧町内会 ⑨地区社会福祉協議会 ⑩市及び区社会福祉協議会 ⑪市の関係部局			
(3) 上記の理由、具体的な連携の状況（うまくいった点、工夫した点など）			
・町内会、地区社協、区役所、地域包括支援センターなどの関係団体・機関と連携 し、対応が難しいケースについては専門機関につなぐなど連携して取り組んでい る。			

「重点施策⑤地域での相談機能の充実」 平成24年度自己評価シート

市民意向調査において、地域で安心して生活するための施策として、4割を超える方が「地域の身近な場所  
 で相談できる窓口を増やす」とことと回答しています。地域の身近な相談窓口としての、民生委員や障害者  
 相談員の活動、福祉施設などにおける相談支援機能を充実します。【「支え合いのまち推進プラン」p66より  
 抜粋】

回答日：平成25年6月10日

1	取り組み・事業名	24 障害者相談支援事業所による相談事業	
2	概要	市内各所の相談支援事業所において、障害のある方等からの相談に応じ、必要な情報提供、助言や障害福祉サービスの利用支援等を行う。	
3	担当課名	健康福祉局障害者支援課	
4	平成24年度実施状況	市内16か所にて障害者相談支援事業を実施。一部の事業所においては障害当事者による相談支援も実施している。 ○相談支援を利用している障害者等の人数 障害者 2,861人 障害児 368人 合計 3,229人 ○支援方法別支援延件数 訪問 5,278件 来所相談 5,316件 同行 1,655件 電話相談 32,164件 電子メール 3,003件 個別支援会議 1,388件 関係機関 20,695件 その他 268件 合計 69,718件	
5	重点施策「地域での相談機能の充実」の推進に対して	(1) 貢献できたこと	
		・一部事業所は土日も開所しており、1年365日相談が可能な体制を整えている。 ・障害当事者による相談支援（ピアカウンセラーの配置）により、多様なニーズに対応することができる。 ・個別支援にあたり必要に応じて、障害福祉サービス事業所や区役所等の関係機関との連携を図っている。	
5	重点施策「地域での相談機能の充実」の推進に対して	(2) 課題と今後の取り組みの方向性	
		・今後も、多様化する相談内容に的確に対応することができるよう、地域生活支援ネットワーク会議の開催等と連動した取組を展開する。	
6	庁内または他の組織との連携状況	(1) 連携状況	
		■市の関係部局内との組織横断的な連携 → ①	→ ①
		■地域保健福祉活動の担い手との連携 ※担い手とは(2)連携相手①～⑩のことをいう → ①	→ ①
		※以下から選択、番号を記入 ①できた ②できなかった ③どちらともいえない ④必要なかった	
		(2) 連携相手	
		■連携できた相手 → ①、③、④、⑤、⑩	→ ①、③、④、⑤、⑩
		■連携したかったができなかった相手 → なし	→ なし
※以下から選択、番号を記入（複数回答可） ①NPO ②ボランティア団体 ③福祉サービス事業者 ④学校 ⑤相談機関 ⑥企業 ⑦民生委員児童委員 ⑧町内会 ⑨地区社会福祉協議会 ⑩市及び区社会福祉協議会 ⑪市の関係部局			
(3) 上記の理由、具体的な連携の状況（うまくいった点、工夫した点など）			
・個別支援においては、障害者ケアマネジメントの手法を用いた支援により、関係機関と支援目標等を共有した上で支援を行っている。また、地域生活支援ネットワーク会議の開催により「顔の見える関係」を構築し、そのネットワークを個別支援に活用している。 ・1事業所だけでは適切な相談支援の提供が困難な場合には、他相談支援事業所や区役所等関係機関と連携した支援を行っている。			



「重点施策⑤地域での相談機能の充実」 平成24年度自己評価シート

市民意向調査において、地域で安心して生活するための施策として、4割を超える方が「地域の身近な場所  
 で相談できる窓口を増やす」とことと回答しています。地域の身近な相談窓口としての、民生委員や障害者  
 相談員の活動、福祉施設などにおける相談支援機能を充実します。【「支え合いのまち推進プラン」p66より  
 抜粋】

回答日：平成25年6月14日

1	取り組み・事業名	25 ひきこもり青少年等社会参加支援事業	
2	概要	ひきこもり者の状態に応じた適切な支援を図るため、ひきこもり地域支援センターをはじめとした相談体制を強化するとともに、関係機関・支援団体との連携や一元的な情報提供などの取り組みを推進する。	
3	担当課名	健康福祉局障害者支援課	
4	平成24年度実施状況	ひきこもり地域支援センターを開設し、以下のとおりひきこもりに係る相談・支援事業を行った。 ○延べ相談件数：1,496件      ○アウトリーチ（訪問支援）延べ回数：185回 ○サロン延べ来所者数：1,570人 ○その他普及・啓発活動：本人向け各種集団プログラム・母親勉強会・父親勉強会・家族研修会・ひきこもり相談会等計67回 また、ひきこもり状態からある程度回復した方に対する支援を行うひきこもり青少年等社会参加促進事業についても昨年度までに引き続き実施し、ひきこもり地域支援センターと協同して支援にあたった。	
5	重点施策「地域での相談機能の充実」の推進に対して	(1) 貢献できたこと	
		ひきこもりに係る相談体制を強化するため、ひきこもり地域支援センターを開設し、相談対応や訪問等による支援、様々な普及・啓発活動等、ひきこもり支援に係る取り組みを推進することができた。また、庁内関係機関と連携して相談会を開催する等、連携体制の構築及び市民に対する支援情報・相談の場の提供に取り組んだ。	
		(2) 課題と今後の取り組みの方向性	
		今後も相談機能の充実及び普及・啓発活動に取り組むとともに、ひきこもり支援においては訪問支援が重要であることから、アウトリーチ（訪問支援）機能の一層の充実を図る。また、一次相談窓口として、必要に応じて対象者に合った支援機関へつなぐことができるよう、関係機関との連携をさらに深めていく。	
6	庁内または他の組織との連携状況	(1) 連携状況	
		■市の関係部局内との組織横断的な連携	→ ①
		■地域保健福祉活動の担い手との連携 ※担い手とは(2)連携相手①～⑩のことをいう	→ ①
		※以下から選択、番号を記入 ①できた ②できなかった ③どちらともいえない ④必要なかった	
		(2) 連携相手	
		■連携できた相手	→ ①、③、⑤、⑪
		■連携しなかったができなかった相手	→ なし
※以下から選択、番号を記入（複数回答可） ①NPO      ②ボランティア団体      ③福祉サービス事業者      ④学校 ⑤相談機関      ⑥企業      ⑦民生委員児童委員      ⑧町内会 ⑨地区社会福祉協議会      ⑩市及び区社会福祉協議会      ⑪市の関係部局			
(3) 上記の理由、具体的な連携の状況（うまくいった点、工夫した点など）			
		ひきこもり支援に携わる庁内専門機関と定期的に連絡会を開催し情報共有に努めているほか、他の庁内関係機関とも連携して相談会を開催している。また、対象者の状態に合わせて必要な支援を行えるよう、必要に応じて他の支援機関へつなぎながら支援活動を行っている。	

「重点施策⑤地域での相談機能の充実」 平成24年度自己評価シート

市民意向調査において、地域で安心して生活するための施策として、4割を超える方が「地域の身近な場所  
 で相談できる窓口を増やす」と回答しています。地域の身近な相談窓口としての、民生委員や障害者  
 相談員の活動、福祉施設などにおける相談支援機能を充実します。【「支え合いのまち推進プラン」p66より  
 抜粋】

回答日：平成25年6月10日

1	取り組み・事業名	26 障害者の相談支援体制推進事業							
2	概要	関係機関が連携して障害者相談支援を行うとともに、地域における支援困難事例に適切に対応するため、事業者、行政等関係機関の支援ネットワークの強化や、地域の社会資源の改善および開発を推進する自立支援協議会の設置に向けた取り組みを進める。							
3	担当課名	健康福祉局障害者支援課							
4	平成24年度実施状況	区内の相談支援事業所や社会福祉協議会、区役所等の関係機関が区ごとに定期的に集まり、障害者福祉における現状や課題について意見交換を行い、各機関の取組に反映させている。また、1事業所だけでは適切な相談支援の提供が困難な場合には、事例検討等を行い支援方針の確認や見直し等を行っている。 ○会議の開催 開催回数 70回 延参加者数 554人 ○事例検討の開催 開催回数 59回 延参加者数 564人 検討した事例の延件数 221件							
5	重点施策「地域での相談機能の充実」の推進に対して	(1) 貢献できたこと							
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・1事業所だけでは適切な相談支援の提供が困難な場合には、事例検討等を行い支援方針の確認や見直し等を行っている。これにより、寄せられた相談に対する相談支援の質を確保することができる。</li> </ul>							
5	重点施策「地域での相談機能の充実」の推進に対して	(2) 課題と今後の取り組みの方向性							
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的に意見交換や事例検討が行われるよう、会議の運営方法を実証的に見直していく。</li> </ul>							
6	庁内または他の組織との連携状況	(1) 連携状況							
		<table border="1"> <tr> <td>■市の関係部局内との組織横断的な連携</td> <td>→</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>■地域保健福祉活動の担い手との連携 ※担い手とは(2)連携相手①～⑩のことをいう</td> <td>→</td> <td>①</td> </tr> </table>	■市の関係部局内との組織横断的な連携	→	①	■地域保健福祉活動の担い手との連携 ※担い手とは(2)連携相手①～⑩のことをいう	→	①	
		■市の関係部局内との組織横断的な連携	→	①					
		■地域保健福祉活動の担い手との連携 ※担い手とは(2)連携相手①～⑩のことをいう	→	①					
		※以下から選択、番号を記入 ①できた ②できなかった ③どちらともいえない ④必要なかった							
		(2) 連携相手							
		<table border="1"> <tr> <td>■連携できた相手</td> <td>→</td> <td>①、③、④、⑤、⑨、⑩、⑪</td> </tr> <tr> <td>■連携しなかったができなかった相手</td> <td>→</td> <td>なし</td> </tr> </table>	■連携できた相手	→	①、③、④、⑤、⑨、⑩、⑪	■連携しなかったができなかった相手	→	なし	
■連携できた相手	→	①、③、④、⑤、⑨、⑩、⑪							
■連携しなかったができなかった相手	→	なし							
※以下から選択、番号を記入（複数回答可） ①NPO ②ボランティア団体 ③福祉サービス事業者 ④学校 ⑤相談機関 ⑥企業 ⑦民生委員児童委員 ⑧町内会 ⑨地区社会福祉協議会 ⑩市及び区社会福祉協議会 ⑪市の関係部局									
(3) 上記の理由、具体的な連携の状況（うまくいった点、工夫した点など）									
<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議や事例検討の目的、具体的な方法は参加者が主体的に決定し、随時見直しを図りながら、効果的な会議となるよう配慮している。</li> <li>・目的に合わせた会議資料を参加者自ら作成し、議論が深まるよう配慮している。</li> <li>・参加者の業務時間に合わせ、参加しやすい時間設定を行っている。</li> </ul>									

「重点施策⑤地域での相談機能の充実」 平成24年度自己評価シート

市民意向調査において、地域で安心して生活するための施策として、4割を超える方が「地域の身近な場所  
所で相談できる窓口を増やす」と回答しています。地域の身近な相談窓口としての、民生委員や障害者  
相談員の活動、福祉施設などにおける相談支援機能を充実します。【「支え合いのまち推進プラン」p66より  
抜粋】

回答日：平成25年6月12日

1	取り組み・事業名	27 地域包括支援センターによる相談事業							
2	概要	地域包括支援センターにおいて、健康づくりや医療、介護、認知症に関することなど、生活全般に関する各種相談支援を行う。							
3	担当課名	健康福祉局介護予防推進室							
4	平成24年度実施状況	地域包括支援センターにおいて、健康づくりや医療、介護、認知症に関することなど、生活全般に関する各種相談支援を行った。  【地域包括支援センターに寄せられた相談件数】 延べ相談件数：54,020件							
5	重点施策「地域での相談機能の充実」の推進に対して	(1) 貢献できたこと							
		<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度から地域包括支援センターを5箇所増設し、市内49箇所体制で地域の高齢者支援の身近な相談窓口として機能しており、初期段階での相談対応や継続的・専門的な相談支援機能を発揮することで、地域での相談機能の充実に貢献した。</li> </ul>							
5	重点施策「地域での相談機能の充実」の推進に対して	(2) 課題と今後の取り組みの方向性							
		<ul style="list-style-type: none"> <li>今後高齢者の増加に伴い、相談件数が増加することが見込まれることから、引き続き地域包括支援センターによる相談対応を行っていくほか、地域のケアマネジャー等に対する包括的・継続的ケアマネジメント支援を通じた関係機関の相談対応能力の向上等について取り組んでいく。</li> </ul>							
6	庁内または他の組織との連携状況	(1) 連携状況							
		<table border="1"> <tr> <td>■市の関係部局内との組織横断的な連携</td> <td>→</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>■地域保健福祉活動の担い手との連携 ※担い手とは(2)連携相手①～⑩のことをいう</td> <td>→</td> <td>①</td> </tr> </table>	■市の関係部局内との組織横断的な連携	→	①	■地域保健福祉活動の担い手との連携 ※担い手とは(2)連携相手①～⑩のことをいう	→	①	
		■市の関係部局内との組織横断的な連携	→	①					
		■地域保健福祉活動の担い手との連携 ※担い手とは(2)連携相手①～⑩のことをいう	→	①					
		※以下から選択、番号を記入 ①できた ②できなかった ③どちらともいえない ④必要なかった							
		(2) 連携相手							
		■連携できた相手	→	①、②、③、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪					
■連携したかったができなかった相手	→	なし							
※以下から選択、番号を記入（複数回答可） ①NPO ②ボランティア団体 ③福祉サービス事業者 ④学校 ⑤相談機関 ⑥企業 ⑦民生委員児童委員 ⑧町内会 ⑨地区社会福祉協議会 ⑩市及び区社会福祉協議会 ⑪市の関係部局									
(3) 上記の理由、具体的な連携の状況（うまくいった点、工夫した点など）									
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センターが設置以来、一貫して地域に根ざした活動を続けてきた結果、日頃からの相談対応に関しても、地域内の協力関係を活かし連携することができる状況となっている。</li> </ul>									

「重点施策⑤地域での相談機能の充実」 平成24年度自己評価シート

市民意向調査において、地域で安心して生活するための施策として、4割を超える方が「地域の身近な場所で相談できる窓口を増やす」と回答しています。地域の身近な相談窓口としての、民生委員や障害者相談員の活動、福祉施設などにおける相談支援機能を充実します。【「支え合いのまち推進プラン」p66より抜粋】

回答日：平成25年6月10日

1	取り組み・事業名	28 保育所地域子育て支援事業	
2	概要	保育所を活用して「保育所地域子育て支援センター」「子育て支援室」を設置し、子育て家庭の交流の場の提供、育児相談、育児に関する情報の提供、子育てサークル等への支援などを行う。	
3	担当課名	子供未来局保育課	
4	平成24年度実施状況	<p>○子育て家庭の交流の場の提供 【親子の集い・自由来所・行事の開放・体験保育など】参加者数：95、517人</p> <p>○育児に関する情報の提供 ・児童館、保健センター、市民センター、小児科など地域の施設に事業内容や情報を提供する。</p> <p>○子育てに関する相談・援助の実施 【育児相談】電話相談件数：449件 来所相談件数：7、407件 その他：690件</p> <p>○訪問型子育て支援事業実施(6カ所) 【育児相談】訪問数：325世帯 訪問相談件数：3、045件</p>	
5	重点施策「地域での相談機能の充実」の推進に対して	(1) 貢献できたこと	
		<p>・親子の集いや自由来所、育児講座などへの参加により、地域支子育て支援センターや支援室が気軽に安心した場と認識され、相談へとつながった。相談内容により、保健センターや児童館などと連携し必要な支援を考えてきた。</p> <p>・区ごとにある訪問型子育て支援事業を行っている保育所が、要請によって家庭を訪問し、相談を受けることで、なかなか外に出られない家庭への支援につながった。</p>	
6	庁内または他の組織との連携状況	(2) 課題と今後の取り組みの方向性	
		<p>・地域子育て支援センターや支援室が更に地域に根ざしたものとなり身近な存在となること。</p> <p>・保健センターや児童館、民生委員などの地域の機関との関わりを深めていくこと。</p>	
6	庁内または他の組織との連携状況	(1) 連携状況	
		<p>■市の関係部局内との組織横断的な連携</p>	→ ①
		<p>■地域保健福祉活動の担い手との連携 ※担い手とは(2)連携相手①～⑩のことをいう</p>	→ ①
		<p>※以下から選択、番号を記入 ①できた ②できなかった ③どちらともいえない ④必要なかった</p>	
		(2) 連携相手	
		<p>■連携できた相手</p>	→ ⑦、⑨、⑩
		<p>■連携したかったができなかった相手</p>	→ なし
<p>※以下から選択、番号を記入(複数回答可) ①NPO ②ボランティア団体 ③福祉サービス事業者 ④学校 ⑤相談機関 ⑥企業 ⑦民生委員児童委員 ⑧町内会 ⑨地区社会福祉協議会 ⑩市及び区社会福祉協議会 ⑪市の関係部局</p>			
(3) 上記の理由、具体的な連携の状況(うまくいった点、工夫した点など)			
<p>「市の関係機関(保健センター、児童館など)に、地域子育て支援センターや支援室の事業のチラシやおたよりを置く」「保健センターで行われる育児教室に出向き、一緒に活動したり、事業について紹介する」などの連携により、新しい利用者が広がり、電話や来所での育児相談や訪問での育児相談につながった。</p>			



「重点施策⑤地域での相談機能の充実」 平成24年度自己評価シート

市民意向調査において、地域で安心して生活するための施策として、4割を超える方が「地域の身近な場所で相談できる窓口を増やす」と回答しています。地域の身近な相談窓口としての、民生委員や障害者相談員の活動、福祉施設などにおける相談支援機能を充実します。【「支え合いのまち推進プラン」p66より抜粋】

回答日：平成25年6月7日

1	取り組み・事業名	29 震災に伴う子どもの心のケア事業	
2	概要	震災の影響による子どもの心のケアを適切に行うため、市立学校に対し、スクールカウンセラーの派遣や心の健康調査を行うなど、学校における中長期的な取り組みを実施するとともに、幼児健康診査の機会を活用して子どもと保護者に対する問診や保護指導を行うほか、「子どものこころの相談室」において専門医による個別の診察や相談を実施するなど、子供の心のケアの充実を図る。	
3	担当課名	子供未来局子育て支援課	
4	平成24年度実施状況	各幼児健康診査において、「こころろからだの問診票」による震災後の保護者と対象児の心身面の状態把握と聞き取り。 延べ26,276人 児童精神科医による専門相談数 107人	
5	重点施策「地域での相談機能の充実」の推進に対して	(1) 貢献できたこと	
		幼児健康診査は対象年齢全数を対象としており、健康診査とこころのケアを組み合わせることで効率的に子どもと保護者の状態を把握することができた。また、専門相談が必要な方については、児童精神科医が相談に応じ、治療の必要性の有無を判断し、今後の支援方針を立て保護者と子どもの不安の軽減に努めることができた。	
		(2) 課題と今後の取り組みの方向性	
		課題：安定的な実施体制	
6	庁内または他の組織との連携状況	(1) 連携状況	
		■市の関係部局内との組織横断的な連携	→ ①
		■地域保健福祉活動の担い手との連携 ※担い手とは(2)連携相手①～⑩のことをいう	→ ①
		※以下から選択、番号を記入 ①できた ②できなかった ③どちらともいえない ④必要なかった	
		(2) 連携相手	
		■連携できた相手	→ ⑪ 医療機関、日本児童青年精神医学会、在仙の児童精神科医
		■連携したかったができなかった相手	→ なし
※以下から選択、番号を記入（複数回答可） ①NPO ②ボランティア団体 ③福祉サービス事業者 ④学校 ⑤相談機関 ⑥企業 ⑦民生委員児童委員 ⑧町内会 ⑨地区社会福祉協議会 ⑩市及び区社会福祉協議会 ⑪市の関係部局			
(3) 上記の理由、具体的な連携の状況（うまくいった点、工夫した点など）			
相談実施にあたり、仙台小児科医に問診票作成を依頼し使用している。 幼児健康診査に従事する小児科医、児童精神科医（日本児童青年精神医学会及び在仙の児童精神科医）に協力を得て専門相談実施体制を整備し実施している。 実際の実施にあたり専門相談機関として、仙台市精神保健福祉総合センターと共催で実施。			

「重点施策⑤地域での相談機能の充実」 平成24年度自己評価シート

市民意向調査において、地域で安心して生活するための施策として、4割を超える方が「地域の身近な場所  
 で相談できる窓口を増やす」と回答しています。地域の身近な相談窓口としての、民生委員や障害者  
 相談員の活動、福祉施設などにおける相談支援機能を充実します。【「支え合いのまち推進プラン」p66より  
 抜粋】

回答日：平成25年5月30日

1	取り組み・事業名	29 震災に伴う子どもの心のケア事業							
2	概要	震災の影響による子どもの心のケアを適切に行うため、市立学校に対し、スクールカウンセラーの派遣や心の健康調査を行うなど、学校における中長期的な取り組みを実施するとともに、幼児健康診査の機会を活用して子どもと保護者に対する問診や保護指導を行うほか、「子どものこころの相談室」において専門医による個別の診察や相談を実施するなど、子供の心のケアの充実を図る。							
3	担当課名	教育局教育相談課							
4	平成24年度実施状況	<p>【スクールカウンセラーの配置及び緊急スクールカウンセラーの派遣】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・震災の被害が甚大だった学校9校（以下支援対象校）への配置日数の増加を行った。（小学校6校に35日/年、中学校3校に52～70日/年）</li> <li>・スクールカウンセラー（以下SC）未配置校36校に12日/年の派遣を行った。</li> </ul> <p>【心のケア支援チーム等の派遣】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神科医と臨床心理士からなる支援チームを支援対象校を含む仙台市内の小中高等学校にのべ43回/年の派遣を行った。（派遣を行った学校数は計36校）</li> <li>・支援対象校9校には上記支援チームの派遣に加え、定期的ののべ32回の精神科医派遣を行った。</li> </ul>							
5	重点施策「地域での相談機能の充実」の推進に対して	（1）貢献できたこと							
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援対象校へSCの配置日数を増やしたことにより、教職員とSCが連携して児童生徒の心のケアや保護者からの相談等に対応することができた。</li> <li>・SC未配置校への緊急SC派遣を行うことにより、被災地域からの転入生の心のケアや保護者からの相談等にすべての市立小中高等学校で対応する体制を整えることができた。</li> <li>・震災後実施している「心とからだの健康調査」の結果や学校からの聞き取りを基に、心配される児童生徒の在籍する学校に心のケア支援チームを派遣し、迅速な対応及び適切なアドバイスを行うことができた。</li> <li>・支援対象校9校においては、定期的に精神科医の派遣を行うことにより、教職員が校内の心のケアの取組や相談体制の充実に向けたコンサルテーションを受けることができた。</li> </ul>							
6	庁内または他の組織との連携状況	（2）課題と今後の取り組みの方向性							
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後は震災当時未就学だった児童や被災地からの転入生への支援が考えられるため、校内の相談体制のさらなる充実に向けたSCの配置及び派遣を行っていく。</li> <li>・震災後数年経過してからの児童生徒の心の健康状態の悪化（PTSD等の発症）が心配されることから、今後も児童生徒の心の健康状態の把握に努めるとともに、精神科医や臨床心理士などの専門的な立場の方からの支援体制を整えていくことが必要である。</li> </ul>							
6	庁内または他の組織との連携状況	（1）連携状況							
		<table border="1"> <tr> <td>■市の関係部局内との組織横断的な連携</td> <td>→</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>■地域保健福祉活動の担い手との連携 ※担い手とは（2）連携相手①～⑩のことをいう</td> <td>→</td> <td>①</td> </tr> </table>	■市の関係部局内との組織横断的な連携	→	①	■地域保健福祉活動の担い手との連携 ※担い手とは（2）連携相手①～⑩のことをいう	→	①	
		■市の関係部局内との組織横断的な連携	→	①					
		■地域保健福祉活動の担い手との連携 ※担い手とは（2）連携相手①～⑩のことをいう	→	①					
		※以下から選択、番号を記入 ①できた ②できなかった ③どちらともいえない ④必要なかった							
		（2）連携相手							
		<table border="1"> <tr> <td>■連携できた相手</td> <td>→</td> <td>④、⑤、⑪</td> </tr> <tr> <td>■連携しなかったができなかった相手</td> <td>→</td> <td>なし</td> </tr> </table>	■連携できた相手	→	④、⑤、⑪	■連携しなかったができなかった相手	→	なし	
■連携できた相手	→	④、⑤、⑪							
■連携しなかったができなかった相手	→	なし							
※以下から選択、番号を記入（複数回答可） ①NPO ②ボランティア団体 ③福祉サービス事業者 ④学校 ⑤相談機関 ⑥企業 ⑦民生委員児童委員 ⑧町内会 ⑨地区社会福祉協議会 ⑩市及び区社会福祉協議会 ⑪市の関係部局									
（3）上記の理由、具体的な連携の状況（うまくいった点、工夫した点など）									
<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラー配置事業の運営に当たっては、学校との密な連携を図っている。またSCの採用に当たっては、宮城県臨床心理士会からの協力を得ている。</li> <li>・震災に伴う心のケアについては、精神保健福祉総合センターや健康福祉局、子供未来局及び東北大学・宮城教育大学との連携・協力を図り、専門的な知識を有する方からのアドバイスをもらいながら進めている。</li> </ul>									